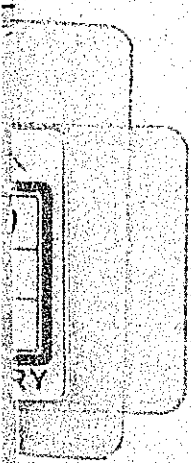


部内参考資料

援助諸国の技術協力実施状況 調査報告書 (I)

昭和43年11月

海外技術協力事業団



わが国の技術協力事業のより効率的な実施のための施策研究の参考のため、援助諸国 15 カ国の政府関係技術協力実施機関の、Ⅰ機関の概要、Ⅱ研修員受入事業、Ⅲ専門家派遣事業について調査を実施した。

回答を得た国のうち、とりあえず、ベルギー、カナダ、西ドイツ、イギリス、アメリカについて報告する。

なお、回答は精粗様々であるが、一応そのまま印刷に付し、何らの参考に供したい。

(1) 調査対象国(D A C およびコロンボプラン加盟援助国 15 カ国)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノールウェー、ポルトガル、スウェーデン、イギリス、アメリカ

(2) 調査期間

昭和43年5月～10月

(3) 調査方法

「 Questionnaire 」 (別添) をわが国在外公館を通じて対象国の技術協力を担当する政府関係機関に送付し回答を回収した上で、当課の水田職員がとりまとめを行なった。

総 務 部 企 画 課 長

井 口 武 夫

JICA LIBRARY



1018970[2]

国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 22	000
		36
登録No.	06655	KA

目 次

	ページ
ベルギー	1
カナダ	9
西ドイツ	19
イギリス	30
アメリカ	44
附 ベルギーの「開発途上国に対する 協力機構に関する勅令」	91
ベルギーの「開発途上国への協力要員に 関する法令についての勅令」	95
別添 Questionnaire	123

ベ ル ギ ー

開発協力事務局 (Office de la Cooperation au Developpement)
(O.C.D.)

55. avenue de la Toison d'Or,
Bruxelles 6.

I 開発協力事務局の概要

1. 機関の性格 政府機関
2. 代表者 事務局長 (General Secretary)
Mr. A. A. J. Van Bilsen
3. 設 立 1962年
4. 設 置 法 “開発途上国に対する協力機構に関する勅令” (1962.
1. 15)
旧ベルギー領コンゴの独立に伴い、アフリカ関係省が
廃止されO.C.D.が設置された。
5. 支 部 国内 5
海外 1 (コンゴ民主共和国) 在外公館の監督下にあ
る。
6. 目 的 開発途上国への協力事業を実施すること。
7. 主要業務 研修員および留学生受入、専門家派遣、プロジェクト援
助 (センター設置、パイロット・プラント、機材の供与)
国際機関への協力

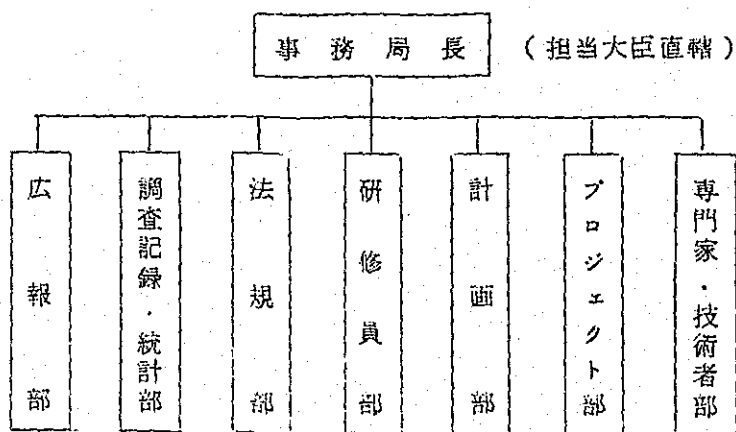
8. 予 算 (単位 1,000 ベルギーフラン [ベルギーフラン=72円=0.02ドル])

項目 \ 年度	1965	1966	1967	1968(予定)
計	1,747,157	1,889,284	2,176,811	2,279,400
内管理費	350,600	49,227	51,443	59,563

9. 機 構 図(1962年1月)

スタッフ 総計 162名

(内 在 外 17名)



10. 関係政府機関：全政府機関

11. 関係民間機関：開発協力に関心をもつ機関

II 研修員受入事業

1. 業務範囲：受入政策策定，研修員の募集・選考・受入，世話業務

2. 受入実績：

(単位 人)

年	研修員
1965	1,232
1966	1,204
1967	963

(DAC統計による)

3. 経 費

単位 100万ベルギーフラン
1ベルギーフラン=7.2円

年	経 費
1965	59
1966	58
1967	71

(DAC統計による)

4. 研修員の資格

学 歴 人文学, 大学ディプロマ

経 験 専門職

所属機関 政府, 準政府機関

5. 要請手続 関係途上国からの要請

6. 選 考 筆記試験, 口述試験, 書類によりO.C.D.が選考する。

7. 研修スケジュール

O.C.D. 留学生・研修コース課が関係政府機関の協力を得て作成する。

8. 研 修

(1) オリエンテーション

ベルギーの産業, 社会, 文化事情について, 10~15日間にわたり, 学校の教師, マネージャー, O.C.D. スタッフが講義を行なう。

(2) 語学研修 仏語を3カ月間, 視聴覚教授法により研修する。

(3) 技術研修の形態

講 義	20%
実地研修	60%
セミナー	20%

(計 100%)

(4) 研修期間

最 長	1年
平 均	6カ月

最 短 2カ月

期間延長は必要に応じて1～2カ月間認められる。

(5) 研修実施機関

	個別研修	グループ研修
政府機関所属機関	50%	30%
大学および大学研究所	15%	35%
民間機関	35%	35%
	(計100%)	(計100%)

研修実施機関に対しては個別研修に関し

全体の10%……… 契約、手当を支払う。

90%……… 契約のみ、無償の協力を得る。

(6) 研修使用言語 仏語(英語の場合もある。)

(7) 研修終了証明書 専門的知識および技術の上達についての証明書を
O.C.D.が交付する。

9. 待 遇

(1) 滞在費・手当等

(単位 ベルギーフラン 1ベルギーフラン=7.2円)

手当等	I	II
滞在費(月額)	12,000～16,000	9,000
支 度 料	—	4,000
書 籍 費	2,000～5,000	2,000～5,000
国内旅行手当	支	給
別 送 料	15 kg	
渡 航 費	—	往 復 旅 費
医 療 費	—	請求により償還
保 險	—	災害保険料負担

I 多国間協力研修員

II 2国間協力研修員

(2) 宿泊施設

宿泊施設は特に設けてはいない。

(3) 医 療

医療費は請求により償還する。あるいは政府の医療センターを利用してもよい。入院に際してはO.C.D.から病院に特別手当を支払う。

(4) レクリエーション・サービス

旅 行 年2～3回

ホームヴィジット 年1回

交 化 活 動 各種

雑 誌 自由閲覧

10. 帰国研修員に対するアフター・サービス

技術書・情報等の送付，スタッフによるフォローアップヴィジット，同窓会の結成

11. 将来の方針

多国間，2国間協力の研修員の研修に関し，フォローアップ活動を強化する。

Ⅱ 専門家派遣事業

1. 業務範囲 派遣政策策定，専門家の募集・選考・派遣，派遣中の関係業務

2. 派遣実績

(単位 人)

年 度	専 門 家
1965	2,989
1966	2,851
1967	2,575
1968(予定)	2,262

3. 経 費

単位 1,000 ベルギーフラン
1 ベルギーフラン=7.2円

年 度	経 費
1965	925,460
1966	978,194
1967	1,067,706
1968(予定)	1,000,000

4. 専門家の資格

学 歴 大学卒，高等技術ディプロマ取得者あるいは同等の経
験を有する者。

所属機関 政府機関

5. 募集 選考

(1) 確 保 源

- a. O.C.D. スタッフ
- b. O.C.D. プール専門家
- c. 公募……試験により選考する。

(2) 選考委員会 (Bipartite Committee)

外部の専門家およびO.D.M. 職員からなる委員会が設置されてお
り，面接試験により選考する。

(3) 将来の改善点

現在，潜在専門家の養成計画を実施しているが，海外サービスを義
務づけた専門家の養成を検討している。

6. 派遣前研修

一般的な開発問題，仏語の研修および技術面では行政，教育，医療分
野の研修を15日間にわたり，専門家研修センターにおいて実施する。
その間，日額手当を支給する。現在のところ週末プログラムとして組ん
でいるが，将来は月単位，週単位で実施する予定である。

7. 派遣形態

個別派遣 90%

グループ派遣 10%

8. 待遇, その他の便宜

(1) 専門家の身分

“開発途上国への協力要員に関する法令についての勅令, (1967
4. 10) により, 協力官または補充協力官の身分が与えられる。

(2) 給与表および格付け

“開発途上国への協力要員に関する法令についての勅令, の別表 I
および別表 II を参照。

(3) 諸手当

a. 家族手当 配偶者 月額 1,000 ベルギーフラン
子供 1 人 月額 750 “
2 人 1,750 “
3 人 3,000 “
4 人 4,500 “
5 人目から 1 人につき 1,500 “

b. 特別手当 資格に応じて任務給の 25%~70%

c. 業務手当 格付けられた等級より上級の業務に従事する場合, そ
の差額を支給

d. 補償金 特別の負担または危険に対して支給

e. 住宅の提供 有

(4) コンサルティングフィー 支払わない

(5) 家族同伴 配偶者および子について, 旅費および荷物の送料を支給す
る

(6) 滞国休暇制度

同制度に代わるものとしては, 配属待機期間がある。(“開発途上
国への協力要員に関する法令についての勅令, を参照)

(7) 災害補償

O.S.S.O.M. (Office de la Sécurité Sociale d'Outre
-Mer) との特別契約により補償する。(公務上, 外の別なし。含家
族)

保険料は、政府 66.6%、本人 33.3%の割合で負担する。

任地における健康管理は、巡回医師の派遣、現地施設の利用による。

(8) その他の便宜供与

海外ミッションに属する学校、教会等の利用。新聞、雑誌等の送付。

(9) 帰国専門家に対するアフター・ケア

a. 年 金 政府および本人の資金による。

b. 再就職斡旋 O.C.D. が実施。

c. 雑誌、情報等の送付

9. 携行 機材

指導用、デモンストレーション用又は現地調達の困難なものについて、機械、装置、原材料、教材等を携行する。(年間予算 30 百万ベルギーフラン)

追加機材は送付しない。

使用后、機材は贈与しない。

10. 派遣中の専門家に対する技術指導

巡回指導専門家を派遣するほか、Congo, Rwanda, Burundi, Tunis, Morocco には、30名の指導官を常駐させ、行政、教育、医療、公共事業、社会部門、農業、経済の分野の指導助言を行なっている。

カナダ

対外援助庁 (External Aid Office) (E.A.O.)

Fuller Building,
75 Albert Street, Ottawa

I 対外援助庁の概要

1. 機関の性格 政府機関
2. 代表者 長官 (Director General)
Mr. M.F. Strong
(対外関係国務長官直属)
3. 設立 1960年11月
4. 支部 なし
海外においては、すべて在外公館を通じて取り扱われる。
5. 目的 カナダと何らかの関連があり、カナダの援助により利益を得る立場にある開発途上国の経済的社会的成長に関し援助する (非軍事援助) ことが主な目的である。
6. 主要業務 研修員受入、専門家派遣、センター設置、機材供与、開発調査、資金援助
7. 予算

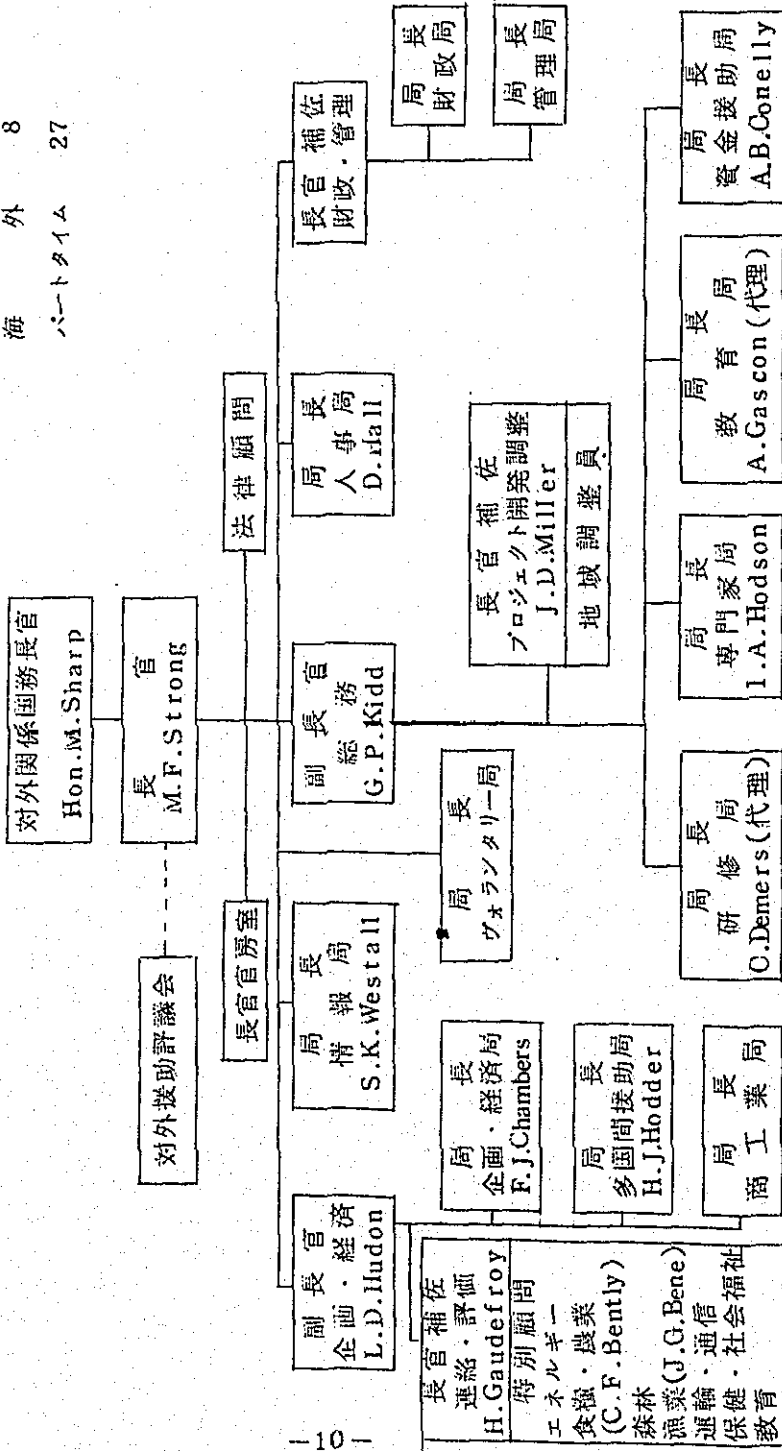
(単位 カナダドル \$C1=333円)

年 度	合 計
1965~66	208,697,400
1966~67	309,604,400
1967~68	316,755,700
1968~69	未 定

8. 機構図 (1968. 5. 1)

対 外 援 助 庁

スタッフ 計 456人
 本部 421
 海外 8
 パートタイム 27



II 研修員受入事業

1. 業務範囲 受入政策策定、研修員の募集・選考・受入、世話業務、技術研修

2. 受入実績

年度	個別研修	グループ研修	計
1965～66	1,000人	230人	1,230人
1966～67	1,100	280	1,380
1967～68	1,000	255	1,255
1968～69 (予定)	1,200	310	1,510

3. 受入実績

(単位 カナダドル \$C I=333円)

年度	経費
1965～66	5,360,300
1966～67	7,275,200
1967～68	8,409,000
1968～69 (予算額)	12,068,000

4. 研修員の資格

学歴 最低中等学校卒業。研修内容によっては高等学校卒あるいは大学卒

経 験 研修のタイプ、レベルにより種々

所属機関 研修員はすべて政府により任命されるが、所属機関は政府民間を問わない。

5. 要請手続 開発途上国政府から直接要請をうける。

6. 選 考 履歴書、推薦状、語学テスト等により、まず本国政府が選考する。国によっては、選考委員会にカナダ側も出席する。カナダの大学において研修をうける場合は、その大学の承認を要する。

7. 研修スケジュール

各省庁、大学と相談のうえE.A.O.の研修局が作成。

8. 研 修

(1) オリエンテーション

2日(あるいはそれ以下)間、E.A.O.の研修職員あるいは大学の学生アドバイザーにより、カナダ一般情勢の概略説明、奨学金給付の条件、手続等についての説明がなされる。大学によっては週末オリエンテーションセミナーが開催される。

(2) 語学研修 英語

英語を教授用語として使用しない地域からの研修員のための補習および仏語使用の学生が英語の文献を解説できるようにすることを目的としている。

(3) 技術研修の方法

方 式	割 合 (平均)
講 義 (セミナーを含む)	50 %
研究室研修	10
実地研修	35
視察旅行	5
計	100 %

(注) 上記研修方法を種々組合せて実施するが、講義、実習に重点をおいている。視察旅行は全研修プログラムに含まれている。

(4) 研修期間

最 長 5年(医学の場合7年)

平 均 2年半

最 短 3ヵ月

期間延長は、研修実施機関の推薦、関係省庁の必要性の是認等により必要期間、認められる。

(5) 研修実施機関

研修実施機関	利用率%	条 件
政府所属機関(含病院)	20	無 料
大学, 大学所属研究所	50	通常の授業料
民間会社等	10	無 料
その他, 技術研究所等	20	通常の授業料
計	100%	

(6) 研修使用言語 英語, 仏語

(7) 研修終了証明書

留学生の場合は通常, 大学から卒業証書 (degree または diploma) が授与される。卒業証書を授与されない留学生およびその他の研修員に対しては E.A.O. 研修のメリットを記述した証明書を授与する。

9. 待 遇

(1) 滞在費, 手当等

(単位 カナダドル)

カテゴリー	I	II	III	IV
滞 在 費	月 165	月 185	月 300	日 30
支 度 料	最初の1年間240ドル その後1カ月につき10ドル			
書 籍 費	必要に応じて120ドルまで			
授 業 料	必 要 額			
教 材 費	必要に応じて500ドルまで			
旅行手当 (1日当り)	15	15	20	—
旅 費	必 要 額			
荷物別送料	22ポンドまで			
医 療 費	政府病院利用の場合無料			

備考 女性研修員でカテゴリー I ~ II の場合の滞在費は一律月200ドル

(2) 宿泊施設

研修機関の宿泊施設，アパートメントハウス，貸家，ホテル等を利用し，宿泊料は各自滞在費から支払う。

(3) 医療

政府所屬病院は研修員に対し無料で必要な治療を行なうべく措置をとっている。長期入院の場合は滞在費を減額する。その他の災害補償は行なわない。

(4) レクリエーションサービス

到着時のディナーパーティー，地域毎の定期的な週末の集い。

10. 帰国研修員に対するアフター・サービス

帰国後業務遂行上不可欠な機材がある場合 5,000 ドルまでの機材供与，稀に E.A.O. スタッフによるフォロー・アップ訪問および再研修

11. 将来の方針，改善

- (1) 研修員の指導，福利に関し大学に対し更に責任を移譲する。
- (2) 相手国におけるカナダの援助プロジェクトに関連したグループプログラムを拡大する。
- (3) 長期留学生のための地域別オリエンテーションセミナーおよび帰国前セミナーを開催する。
- (4) 大学および技術学校の留学生のための公式夏期グループプログラム数を増大する。

III 専門家派遣事業

1. 業務範囲 派遣政策，専門家の募集・選考・派遣，派遣中の関係業務

2. 派遣実績

年 度	1965	1966	1967	1968(予定)
専門家	232人	328人	349人	375人

3. 経 費

(単位 100万カナダドル)

年 度	経 費
1965	2.3
1966	3.6
1967	3.7
1968 (予算額)	7.5

4. 専門家の資格

学 歴 通常, 大学卒

経 験 最低6年

5. 募集・選考

(1) 確 保 源

a. E.A.O. の登録者

登 録 数……………約3,500人

選 考……………専門的コンサルタントおよびE.A.O. スタッフによる面接による。

派 遣 率……………約1%

• 登録者募集法……公募, 刊行物, 個別連絡

b. 公 募……………新聞を通じて公募し, 選考はアドバイザーあるいは専門のアドバイザーグループに委任する。

c. 連邦および地方政府からの出向者

d. 民間企業, その他機関雇用者

(2) 募集・選考に関する将来の改善策

a. 長期にわたり大学等諸機関と連絡をとる。

b. 刊行物, その他広告を更に利用して登録制度を拡充する。

c. 専門のアドバイザーグループの利用を高める。

d. カナダの諸機関が人材を提供する思想をもつよう涵養する。

6. 派遣前研修

平均2～3日間実施、時に1カ月間くらい技術研修のため関係機関に派遣することもある。その場合、当該機関は無料で研修を提供する。専門家には日額手当を支給。

現在、派遣前研修のためのセンターの設置に関するフィージビリティ調査を実施中である。

潜在専門家養成計画はない。

7. 派遣形態

個別	80%
グループ	20%

8. 待遇その他の便宜

(1) 専門家の身分

連邦あるいは地方政府からの出向および契約ベース。

公務員の場合、元所属機関に復帰できるが、種々の不利はまぬがれない。しかし、現在はそのような不利の救済への動きがある。

民間機関の場合も、雇用主の厚意により元所属機関に復帰できる。

(2) 給与表(年俸)

(単位 カナダドル)

STEP LEVEL	I	II	III	IV	V	VI
1	3360	3600	3840	4080	4320	4560
2	4800	5040	5280	5520	5760	6000
3	6300	6600	6900	7200	7500	7800
4	8160	8520	8880	9240	9600	9960
5	10380	10800	11220	11640	12060	12480
6	12960	13440	13920	14400	14880	15360
7	15900	16440	16980	17520	18060	18600
8	19200	19800	20400	21000	21600	22200
9	22800	23400	24000	24600		

(3) 諸手当

a. 在外手当

単身 年 900～1740ドル
 配偶者同伴 年 1500～2880ドル
 子供(1人につき) 年 180ドル

(格付, 物価水準により決定)

- b. 住宅手当 (住宅は無料か少額で提供される)
- c. 地域手当 年 0～1,000ドル
- d. 教育手当 年 1人 700ドルまで(実費に基づき)
- e. 別送手当

- (a) 海上輸送(長期赴任のみ)

専門家	1,250ポンド
配偶者	1,250ポンド
子供1人	500ポンド

(帰路 $\frac{1}{3}$ 増)

- (b) 航空輸送 専門家および同伴家族(12才以上) 1人 110ポンド
12才未満 1人 55ポンド

- f. 保険料手当 年 125ドル

(4) コンサルティングフィー

単期フィージビリティ調査の場合, 契約により専門家あるいは所属会社に対し1ヵ月 500～3,000ドルを支払う。

(5) 家族同伴

派遣期間6ヵ月以上, 家族の滞在6ヵ月以上の場合, 家族同伴が許可され, 航空運賃, 荷物別送料(110ポンド, 12才未満 55ポンド)および日額旅行手当が支給される。

(6) 帰国休暇

任期3年を有し, 2年目末に, 20日～2ヵ月の帰国休暇をとることができる。専門家および同伴家族の航空運賃, 荷物超過料(22ポンド)および日額旅行手当が支給される。

(7) 災害補償

専門家自身が保険に加入する契約となっている。保険料手当を支給。

(8) 帰国専門家に対するアフター・ケア

派遣専門家登録制度名簿に登録

9. 携行 機材

指導， 演示用， 現地調達の困難な， あるいは現地で提供されない機材， 機器， 原材料， 教材を1人5,000ドルまで携行できる。 追加機材は1人1年5,000ドルまで購送できる。 それら機材は使用后相手国に贈与する。

10. 派遣中専門家の技術指導

実施していない。

西 ド イ ツ

経済協力省 (Bundesministerium für Wirtschaftliche
Zusammenarbeit)

Bonn, Kaiserstraße 185

1. 経済協力省の概要

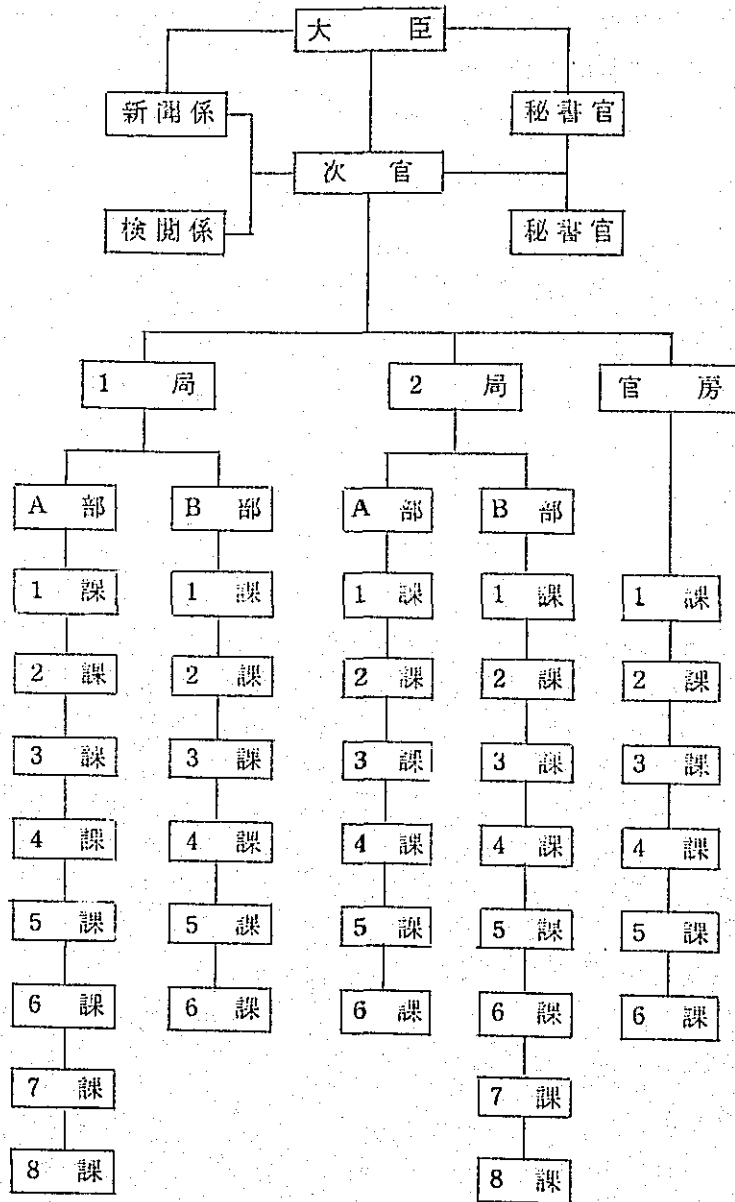
1. 機関の性格 政府省
2. 代表者 大臣 (閣僚)
Hans - Jürgen Wischnewski 連邦大臣
3. 設立 1961年
4. 支部 なし。海外については外務省を通じて在外公館を利用している。
5. 目的 低開発国援助行政の総括官庁として、援助政策の企画調整、援助予算の配分および技術援助を管轄する。
6. 主要業務 資金援助、国際機関援助
技術援助に関し援助政策の企画調整、技術援助 (研修員受入、専内家派遣、センター等設置、機材供与、開発調査) 等援助の具体的実施については協会等に委託する。
7. 予算 (経済協力省予算 — 資金、技術援助)

(単位 100万DM DM1=90円)

年度	計	内管理費
1965	865.7	5.4
1966	1,552.3	7.8
1967	1,656.7	9.2
1968	2,064.4	10.0

8. 機 構 圖

經濟協力省機構圖



経済協力省機構内容

<p>1局：低開発国援助政策一般、各省間援助政策委員会における議長および議事運営に関する事項、地域別プロジェクトの計画および調整並びに他官庁ないし第2局の所管に属しない事項の実施、低開発国援助政策に関する国際協力</p>		<p>2局：ドイツ低開発国援助政策の基本原則および総合計画、低開発国援助関係公私機関との協力、教育、社会構造援助、農業援助、人的援助、社会政策、教育に関する実施規定</p>	
<p>A部：地域別援助プロジェクトの計画調整および技術援助プロジェクト</p> <p>1課：第1地域 (アフガニスタン、イラン、トルコ、ギリシア、サイプラス、イスラエル)</p> <p>2課：第2地域 (インド、パキスタン、セイロン、ネパール)</p> <p>3課：第3地域(極東)</p> <p>4課：第4地域 (東アフリカ)</p> <p>5課：第5地域 (北アフリカ、アラビヤ半島、ジョルダン、レバノン、イラク)</p> <p>6課：第6地域 (西アフリカ)</p> <p>7課：第7地域 (南アフリカ)</p> <p>8課：第8地域 (ヴェネズエラ、コロンビアを含む中南米、スペイン、ポルトガル)</p>	<p>B部：後進国援助政策に関する国際問題</p> <p>1課：国際問題</p> <p>2課：国際金融機関および国際技術援助</p> <p>3課：貿易助成、EEC関係低開発国援助政策、国連貿易開発会議</p> <p>4課：輸出金融、投資保証、債務切換え、ドイツ開発会社</p> <p>5課：基本原則、資本援助枠の計画、低開発国援助金融、現物援助、各省間政策委員会の議事運営</p> <p>6課：PR活動</p>	<p>A部：ドイツ低開発国援助の基本問題</p> <p>1課：ドイツ低開発国援助の基本問題およびその効果の観察</p> <p>2課：ドイツ低開発国援助計画、低開発国の構造開発</p> <p>3課：低開発国援助政策諮問委員会、報告業務</p> <p>4課：低開発国援助政策の研究、科学諮問委員会</p> <p>5課：農業援助、農業専門事項、食糧供与、予算管理(第573項関係)</p> <p>6課：民間企業との協力促進、投資促進条約、租税問題</p>	<p>B部：技術援助</p> <p>1課：技術援助の基本問題、技術援助各省委員会議長および議事運営に関する事項、予算管理(第300項および第320項関係)、経済計画の作成と実施、手工業職業教育に関する専門事項。</p> <p>2課：教育援助、青少年教育、開発援助協会</p> <p>3課：人的援助</p> <p>4課：低開発国々民の職業補習教育、連邦州および地方公共団体の協力</p> <p>5課：教会による低開発国援助事業、社会政策教育</p> <p>6課：社会構造援助、成人教育、個々のドイツ人による開発援助計画</p> <p>7課：ドイツ開発協力隊</p> <p>8課：ドイツ低開発国財団</p>

9. 関係政府機関

経済協力省は下記省庁の技術援助を調整する。

連邦経済省，連邦食糧農林省，連邦交通省，連邦郵政省，連邦住宅省，連邦内務省，連邦新聞情報局

10. 関係民間機関

技術協力の具体的実施については，各種公私団体に業務を委託している。主なものとしては，

- ドイツ低開発国振興会社（特殊法人）
- ドイツ低開発国財団（財団法人）
- ドイツ開発協力隊（経済協力省付属機関）
- ドイツ低開発国政策研究所（ " ）
- カール・デュイズベルグ協会

II 研修員受入事業

1. 業務範囲 経済協力省は政策立案を行ない，具体的実施は主としてカール・デュイズベルグ協会（ケルン市），職業紹介中央事務局（フランクフルト・アム・マイン市）による。

2. 受入実績

年 度	個別研修	グループ研修	計
1965	1,227人	844人	2,071人
1966	1,244	1,139	2,383
1967	1,971	1,156	3,127
1968(予定)			3,068

3. 経 費

（単位 100万DM DM1=90円）

年 度	経 費
1965	17.8
1966	19.4
1967	20.4
1968(予定)	24.0

4. 研修員の資格

学 歴 大学卒または職業教育終了

経 験 数年間の職業経験

所属機関 政府機関，民間機関，ドイツ協力プロジェクト

地 位 専門職または指導的立場にある者

5. 要 請 手 続 相手国政府からの直接要請

6. 選 考 学歴，職歴等の書類およびドイツ人専門家，プロジェクト責任者の推薦を参考に，在外公館および経済協力省が選考する。

7. 研修スケジュール 職業紹介中央事務局を中心としてカール・デュイズベルグ協会およびドイツ低関税国財団所属のセンター（農業中央センター，行政管理中央センター，実業教育促進センター）の協力により作成。

8. 研 修

(1) オリエンテーション

ドイツの国情に関し一般的オリエンテーションを行なうほかカール・デュイズベルグ協会のセンターにおいて語学テストを行なう。

(2) 語学 研修

工場実習の研修員に対して4カ月間（例外的に2カ月）にわたるドイツ語の研修を行なう。

(3) 研修 期間

最 長 18 カ月

平 均 12 カ月

最 短 3 カ月

（工科系を除く）

期間延長は研修上の必要性に応じ，本国政府の同意を得てなされる。

(4) 研修実施機関

政府附属機関	10%	
大学，研究所	20%	
民間 産 間	70%	（計 100%）

(5) 研修使用言語 ドイツ語

(6) 研修終了証明書 ドイツにおける研修期間と内容に関する証明を経済協力省が発行する。

(7) その他

研修期間中に約1週間の中間セミナーを開催し、関連事項の問題点を討議する。

9. 待遇

(1) 滞在費・手当等

(単位 DM)

手当等	I	II	III
滞在費	400	500	650
支度料	300	300	300
研修資材費	150DMまで		
国内旅費	必要額		
医療費	疾病・障害・死亡および弁償責任に関する保険料		
別送料	75DMまで		

I 熟練工

II 上級熟練工および大卒直後

III アカデミー分野の専門家および経験豊かな、同程度の指導的地位にある者。

(2) 宿舍施設

研修員の宿泊については研修実施機関が責任をもっており、政府の補助をうけて宿泊施設を運営しているほか、民間下宿を斡旋する。

宿泊費は滞在費からまかなう。

(3) 医療

ドイツ滞在期間中の疾病、障害、死亡および移送について保険に加入。それにより入院中の費用もカバーされる。更に工場実習研修員については、職員組合を通じ追加的に保険に加入している。

(4) レクレーションサービス

研修実施機関はドイツ諸都市に国際的会合の場所を設置し、新聞・雑誌類を閲覧に供しているほか、文化的活動を行なっている。

10. 帰国研修員に対するアフターサービス

低開発国における帰国研修員の連絡セミナー（一種の同窓会）の継続的開催、専門図書・定期刊行物の配布（各国ゲーテ協会を通じて）

II 専門家派遣事業

1. 業務範囲 経済協力省は専門家派遣に関する政策を担当し、専門家の募集、派遣、その他関連業務は経済省の外局である工業経済庁、ドイツ低開発国振興会社等が実施する。

2. 派遣実績

年 度	専 門 家 人
1965	752
1966	889
1967	1,100
1968(予定)	1,250

3. 募集・選考

ドイツ低開発国財団、工業経済庁において登録制度を実施しており、登録者数は数千人にのぼり、大多数が専門家として派遣されている。

ドイツ低開発国振興会社では選考委員会を設置している。

4. 派遣前研修

3カ月間程度、実施機関付属機関、その他の機関において実施する。

5. 待遇その他の便宜

(1) 専門家の身分 個別業務契約

(2) 元所属機関への復帰

政府機関のみならず非政府機関の場合も復帰できる。その場合の不利はない。

(3) 給与等 不明

(4) コンサルティングフィー

専門家に対して支払う。額等不明。

(5) 家族 同伴 任期1年以上

(6) 帰国 休暇 制度化されている。(詳細は不明)

(7) 災害 補償 制度化されている。(詳細は不明)

任地における健康管理は、常駐医師の派遣、大使館医の利用等による。

(8) 派遣中の便宜

大使館所屬の学校、教会等の利用、新聞、雑誌等の送付等

(9) 帰国専門家に対するアフターケア

帰国後3カ月間、失業手当を支給するほか、就職の斡旋、再派遣のための登録をする。

6. 携行 機材

指導・演示用、任国で調達困難な場合、任国が提供しない場合等、機材器具、指導用機材を携行する。追加機材も必要に応じて送付する。

7. 派遣専門家の技術指導

実施している。(詳細については不明)

参 考

開発援助活動のための準備について

ドイツ低開発国財団

A 需要職種

- (1) 学術専門職（特に大学講師および一般教養課程の専門学校教師）
- (2) 農 業 職（農業専門家、生物学者、林学者、漁業専門家等）
- (3) 企 業 職（技術専門家、技師、その他交通、金融、統計を含む全ての経済分野の専門家）
- (4) 医師および医療関係者（医師、看護婦、助産婦、医療技術補助員）
- (5) 社会事業職（福祉事業従事者、村落および家族協力者等）
- (6) 行政管理職（全ての行政管理部門におよぶ）

B 活動期間と場所

国内的には一般に、行政、組織および企画分野の非常勤補助員で、連邦労賃基準第三類に該当する者が要請されており、またアジア、アフリカまたはラテン・アメリカのプロジェクトについては概して2・3年の雇用契約期間と外国手当の支給を受ける補助員が求められている（開発協力隊員は一般的な俸給を受けないので、例外である）。

在外勤務は普通、生涯の仕事として考えられておらず、むしろ国内の職歴にプラスし、または中間的段階の意味で受取られている。

(*) 低開発国援助部門の外、低開発諸国をいし国際機関において職業上の活動を行なう可能性は沢山あるが、それらについては、職業紹介中央事務局で情報を提供している。

C 一般条件

- (1) 一定の職業教育を終了し、できるだけ広汎な職業上の経験を有すること（ある分野に関する特殊な知識、一般的は組織活動および教職活動も同様に重要である）。
- (2) 熱帯に耐えうること（医師の診断）。

このことは国内勤務の場合にも当てはまり、何時でも低開発国に赴くことのできる状態でなければならない。

- (3) 語学力(少なくとも英語とフランス語またはスペイン語、できりればアジアもしくはアフリカの言語、例えばアラビア語、スワヒリ語等に関する基礎的知識)。
- (4) 他民族の生活様式に関心と理解を有すること(そのためには、社会学民族学および地理学に関する基本的な知識、同化適応能力がなければならない)。
- (5) 企業家精神と独自の仕事に対する意欲。

D この種活動のための準備

- (1) 優秀な試験成績による確実な専門教育と引続き少なくとも2～3年間の職業実務訓練。

また学生の場合は、少なくとも国民経済学、社会学、社会心理学、民族学、政治学の聴講および演習を研究計画に加えることが望ましい。特に国内的ないし国際的な管理部門の指導者として活動する科学者に対しては、規律ある訓練を重ね大学卒業後の知識の補完に遺憾なきを求めたい。この種知識の補完のため、ドイツ開発政策研究所は折にふれ大学において10カ月間の教養課程やセミナーおよび講習会を催している。

- (2) 語学力の補完は、できるだけ外国(イギリス、フランス、スペイン)での研修または在動により行なう。外国研修費はドイツ学者交換奉仕協会およびカール・デュイスベルク協会が支給しており、業務滞在についての斡旋は職業紹介中央事務局が処理している。
- (3) 海外知識を養うための短期間の低開発諸国向け研修旅行。この種旅行は「大陸を知る会」あるいは、「世界大学奉仕会」のごとき学生団体、幾つかの国民大学または青少年旅行公益事業団体等が企画実施している。この種旅行は、国際民間奉仕事業または国際青少年団体奉仕団(特殊法人)のごときを通じ「ワーク・キャンプ」に参加すれば特別に安価に実行しうる。
- (4) 組織内における共同作業を通じ、チーム・ワークと指導力を補完すること。特にこの種組織としては国際的な青少年の会合を引受ける、たと

例えばカール・デュイスベルク協会の地方毎の外国人集団，各大学の対外国人事務局等がある。

(5) 開発問題，国際関係および対外政策に関する知識を補完すること。このための材料としては，貴重な書籍，詳細な外国通信を伝える新聞報道，国際的に著名な専門雑誌，ドイツ低開発国財団の記録係による良書推薦と助言がある。

(6) ある運動種目に積極的に参加することによる肉体的作業能力と健康の補完。

イギリス

海外開発省 (Ministry of Overseas Development) (O.D.M.)

Eland House, Stag place,
London, S.W.1.

1 海外開発省の概要

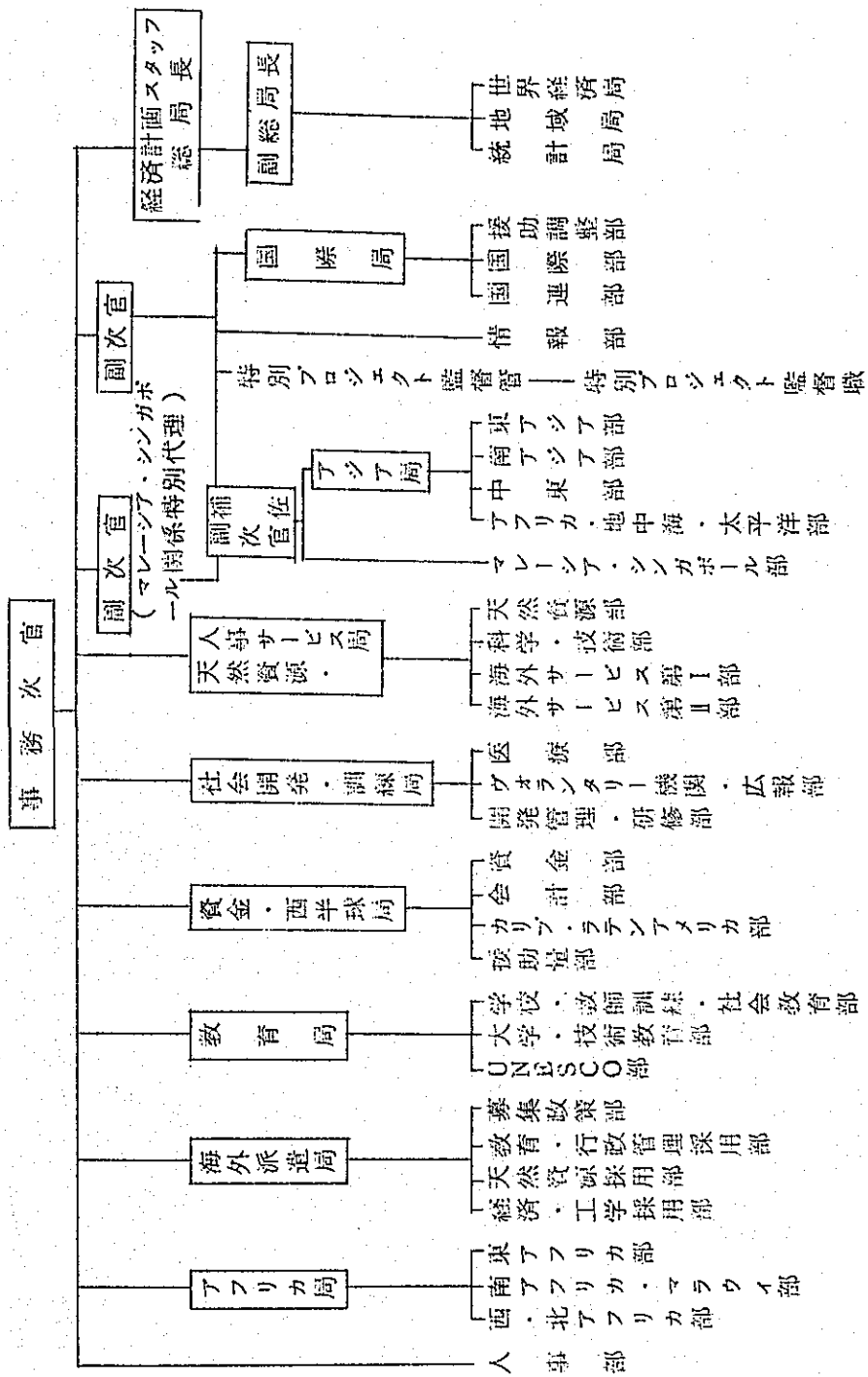
1. 機関の性格 政府省 (Ministry)
2. 代表者 大臣 (閣僚ではない)
3. 設立 1964年
4. 支部 国内 1
海外 2 (レバノン, カリブ)
5. 目的 資金・技術援助プログラムを通じて, 低開発国の社会的, 経済的開発を促進することにより, それら諸国民の生活水準の向上に資すること。
6. 主要業務 2 国間および多国間資金援助, 技術援助に関する管理行政
7. 予算

(単位 100万ポンド, 1ポンド=2.4ドル=864円)

年度 \ 項目	政府 援助総額	O.D.M 技 術援助費	O.D.M. 管理費
1965/66	204.4	31.3	2.42
1966/67	215.2	38.9	2.66
1967/68	205	37	2.89
1968/69(予定)	205	41.5	2.99

(注) 平価切下げ前 1ポンド=1,008円

8. 機構図(1968.4.1現在)スタッフ総計 2,561名(内在外 45名)



9. 関係政府機関

British Council, 海外調査理事会 (Directorate of Overseas Surveys), いなご撲滅調査センター (Anti Locust Research Center), 熱帯産物研究所 (Tropical Products Institute), 熱帯貯蔵産品センター (Tropical Stored Products Center), 英連邦開発公社海外諸国技術教育訓練協議会 (Council for Technical Education & Training in Overseas Countries, Commonwealth Development Corporation), 熱帯殺虫剤調査本部情報班 (Tropical Pesticides Research H. Q.'s Information Unit), 熱帯殺虫剤調査部 (Tropical Pesticides Research Unit), 海外援助開発ヴォランタリー委員会 (Voluntary Committee on Overseas Aid & Development), 大学協議会 (Inter University Council)

10. 関係民間機関

なし

II 研修員受入事業

1. 業務範囲 受入政策策定, 研修員の募集・選考・受入
(受入後の世話業務は British Council が実施)

2. 受入実績

(単位 人)

年度	個別研修	グループ研修	計
1965/66	2,724	1,893	4,617
1966/67	2,990	2,077	5,067
1967/68	3,224	2,240	5,464
1968/69 (予定)	3,540	2,460	6,000

3. 経 費

(単位 ポンド 1ポンド=864円)

年 度	経 費
1965/66	2,583,872
1966/67	2,838,146
1967/68	2,375,908
1968/69 (予算額)	3,809,200

(注) 直接経費のみ

4. 研修員の資格

学 歴 研修科目，機関により種々
 経 験 通常2～3年の公務経験（厳格ではない）
 所属機関 通常，政府および準政府機関
 （時に旅費自弁の民間機関所属者もいる）
 地 位 中級あるいは上級レベル

5. 要 請 手 続 開発途上国から要請をうける場合と，受入用意について
 開発途上国にオファーする場合がある。

6. 選 考 ・ 考 履歴書，推薦状等により，O.D.M. が選考する。

7. 研 修 ス ケ ジ ュ ー ル
 O.D.M. 開発管理研修部，その他医療部等関係部が
 British Council の協力を得て作成する。

8. 研 修

- (1) オリエンテーション 資料配布のみ
 時に講義をすることもある
- (2) 語学研修 英連邦以外の諸国からの研修員に対し，1～3カ月間，
 全日制の英語学校において研修を行なう。
- (3) 研修期間

最 長 3年（例外 5年）
 平 均 1年半

最 短 3 カ月

期間延長は、指導官の推薦、O.D.M. アドバイザーの支持、本国政府の同意を得て必要期間認められる。

(4) 研修実施機関

O.D.M. 自身が直接研修を実施することは殆んどなく、また民間機関、各省においても事例は少ない。大部分は、大学その他研究機関において実施する機関において実施される。O.D.M. の依頼で特に研修を実施する機関に対しては全経費を支払うが、その他既設のコースに参加する場合は通常の授業料を支払うのみである。

(5) 研修使用言語 英語

(6) 研修終了証明書 研修実施機関が交付する。

9. 待 遇

(1) 滞在費, 手当等

(単位 ポンド 1ポンド=864円)

カテゴリー	A			B	C
	i	ii	iii		
手当等					
滞在費 ロンドン (月額)	52	55	60	68	随時決定
地 方	49	55	60	68	
ホックスフォード ケンブリッジ	57	62	68	68	
支 度 料	50ポンドを限度として研修期間、季節に応じ調整				
書籍、機材費	初年度35ポンドまで、2年目25ポンドまで合計60ポンドまで。(指導官の審査を要する)				
国内旅行手当	1夜につき1ポンド10シリング 英国到着当初7夜まで、研修旅行21夜まで				
授 業 料	負 担				
渡 航 費	往 復				
医 療 費	National Health Service 適用				

(注) 1. カテゴリー

A 大学生, 下級レベル, 工員
22才未満

ii 22才以上 28才未満, 経験1年未満

iii 28才以上, 経験1年以上

B 大学院生, 専門職

C 中央政府部局の次席以上あるいはそれと同等のもの

2. O.D.M. が研修実施機関に直接支払うコース経費の中に宿舍費および食費が含まれている場合には, 研修員に対し滞在費に代えて特別日額手当を支給する。「A」には1日15シリング
「B」には1日20シリング。

(2) 宿泊施設

研修センターを利用する場合, 宿泊費はO.D.M. によりまかなわれるが, 滞在費は幾分減額される。その他の場合は宿泊費は滞在費からの負担となる。

(3) 医療

英国のNational Health Service を適用する。入院の場合, 食費, 室料は無料となり, 入院2週間をすぎると滞在費は減額される。その他災害補償は行なわない。

(4) リクリエーション・サービス

British CouncilによるHoliday Course (旅行)

10. 帰国研修員に対するアフターサービス

技術書, 情報第一定期間割引きで送付, O.D.M. スタッフによるフォローアップ訪問

11. 将来の方針, 改善

コースエヴァリュエーションの継続, 要請があれば新コースの設置

II 専門家派遣事業

1. 業務範囲 派遣政策策定, 専門家の募集・選考派遣(相手国政府直接雇用も含む), 派遣中の関係業務等

2. 派遣実績

(単位 人)

年 度	専 門 家
1965/66	2,062
1966/67	2,060
1967/68	2,120
1968/69 (予定)	2,200

(注) 2国間援助による派遣のみ

3. 募集・選考

(1) 確 保 源

- a O.D.M. スタッフ……………極めて稀れ
- b O.D.M. プール専門家……………海外勤務の経験を有する専門家を主とする「専門家部隊 (Corps of Specialists)」。現在プール要員 50 名。
- c 登録制度……………在任中の者で契約終了後更に新しい海外勤務を希望する者および例外的に、特殊資格、知識の所有者に限って登録者を募っている。
- d 公 募……………広告、関係機関への要項配布により募集。応募者の選考は、資格検査・調査、履歴書、個人面接により行なう。

(2) 選考委員会 (Interview Boards)

O.D.M. において専門家多数を公募する場合、選考委員会を設置する。委員会は、O.D.M. のスタッフである専門家採用オフィサー、アドバイザーおよび必要に応じて外部からの補助要員により構成される。

(注) 専門家確保問題について、後掲「参考」を参照

4. 派遣前研修

技術的研修については、アカデミック教育あるいは専門教育を受けた専門家を派遣するのであり、特別な研修は必要としない。また、英国の場合、海外植民地行政機関に勤務した経験を有する専門家をかなり確保することができる。特に研修を必要とする場合には実施する。

なお、赴任国に関する一般的オリエンテーションは、海外に赴任する技術協力関係者、政府関係者、一般民間人、家族等のための海外勤務カレッジ（Farnham Castle に本部を常設）で適且受けることができる。

5. 派遣形態

個別派遣 殆んど 100%

6. 待遇その他の便宜

(1) 専門家の身分

O.D.M. 雇用、各省職員、但し O.S.A.S. (Overseas Service Aid Scheme)、B.E.S.S. (British Expatriates' Supplementation Scheme) 等については現地政府直接雇用。

公務員の場合、元所属機関へ復帰でき、昇進・昇給の不利はない。

(2) 給与表 不明

(3) 諸手当

- a 扶養手当（子供のみ） 額は赴任国により異なる。
- b 住宅手当 相手国政府の提供がない場合に支給
- c 海外手当 額は格付、赴任国により異なる。また、配偶者同伴の場合は加算される。
- d 支度料 £ 50 ~ £ 75
- e 教育手当 英国における寄宿料、任地における諸経費
- f 移転料 （額不明）

(4) コンサルティングフィー

支給しない。

(5) 家族同伴

任期1年以上。

最短ルートの妥当等級の航空賃を支給。

(6) 帰国休暇

地域により1年半～3年の勤務終了後、1カ月の勤務につき3日の割合で休暇をとることができる。往復の航空賃を支給。（含家族）

(7) 災害補償

業務上の災害に対しては、政府予算から補償する。

任地における健康管理は、現地施設、大使館医師等を利用し、家族とともに殆どの場合無料サービスを受けることができる。

(8) 帰国専門家に対するアフター・ケア

O.D.M. は必要に応じ就職を斡旋する。

再派遣を希望する専門家とは連絡を保っている。

7. 携行 機材

指導、デモンストレーション用として1人当たり£ 50,000 を限度として携行し、任務終了後に贈与する。

医療チームの場合は、当初6カ月間分の医薬品を携行する場合もある。

参 考

Overseas Development : The Work in Hand

Presented to Parliament by O.D.M 1967年1月より関係事項専約

(1) 専門家応募者の発掘

専門誌への広告が資力ある応募者を得るのに最も効果のある方法である。広範に応募者を求め、開発途上国の需要を英国中に広く知らせるため全国的新聞にシステマチックに広告の掲載を始めた。できる限りその他の宣伝の機会も利用している — 専門誌への投稿、大学での会合、B.B.C., A.T.V., グラナダT.V. 製作の海外で働く人々についての報道、O.D.M. 派遣専門家について地方新聞への報告、募集文の配布等。また、諸団体のメンバーが海外において勤務する機会に関する情報交換をするためおよび開発事業に関する一般的知識の伝播のため、専門分野、宗教、博愛団体等との連絡を密にして来た。

O.D.M. の採用オフィサーおよびアドバイザーは大学の採用評議会の協力を得て、海外サービスに関心のある学生と懇談するため、大学を訪問することもある。最近、海外サービスへの関心を養うために結成された学生団体の助力を得て更に統一的アプローチを試みている。1965年2月には、Edinburgh 大学の国際サービスのための Settlement Scottish Center が開催した国際週間に O.D.M. チームが参加し、一般人あるいは専門家の会合に講演者を派遣したり、学生と面接したりした。ケンブリッジ大学の海外サービス情報グループが社会学部と協力してアレンジした一連の会合にも講演者を派遣した。リーディレグ大学へも O.D.M. チームを派遣して、スタッフおよび学生を懇談した。これらの活動は将来も継続するとともに他の大学へも拡大をはかりたい。

以上の広範なアプローチの他にも、O.D.M. は対象地域別に "Teachers' Days" を設け、その地域へのサービスに関心のある教師の参加を求め、サービスの機会と条件に関し多くの情報を提供した。O.D.M. で2回、ヨークの大学で1回開催した結果は、広範な関心を惹起した。中には自費でロンドンからヨークの会合にわざわざ参加した者もいる。

(2) 他の募集チャネル

専門家募集は、O.D.M. のみの特権ではなく、他の機関によっても行なわれている。Crown Agents for Overseas Government and Administrations は開発途上国の要請に応じて、1965年 835人の技術ポストを充当した。海外の大学要員の募集はその殆んどを、Inter-University Council for Higher Education Overseas (1965年 288人)とBritish Council (1965年 177人)が行なっている。Council for Technical Education and Training Overseas (TETOC)は専門家を募集する(1965年 27人)とともにO.D.M.の選考機関でもある(1965年 55人)。同Councilは海外における技術科目の教授に関心をもつ人材を登録しており、開発途上国のLondon代理部等の他の募集団体にも門戸を開いている。また、教会関係のOverseas Appointments BureauとCatholic Overseas Appointmentsは独自の派遣を行なうとともに、O.D.M.への教会関係の学校への派遣要請に対する募集も行なう。

開発途上国の中には、英国において独自の募集をしている政府もある。例えば、Zambia政府は1964.7～1966.7月の間に1年契約の看護婦200名を得た。

(3) キャリアーの保護

海外サービスのアピールは、主として初期および中堅キャリアーにある人々に対して行なわれる。本国におけるキャリアーの保護は非常に重要な問題であり、その重要性はますます増している。即ちO.D.M.が開発途上国からの要請を満たすことができるかどうかは、英国における専門的キャリアーに海外サービスの期間を含むことができ、また含むべきであるという思想が広く受け入れられるか否かにかかっている。

海外サービスを決心させるには適切な誘因が必要であり、またキャリアーを保護しなければならない。金銭的誘因は重要であるがすべてではない。業務の内容は専門的・技術的に満足できるものでなければならない。生活条件についても、少なくとも家族同伴の専門家にとって気にかかるものであってはならない。多くの人々にとって「飢餓と貧困を緩和するための資

源の開発に個人的に貢献する機会をもつ、ことが唯一の必要条件と言えるにしても、同時にキャリアを心配するものである。

キャリアは、現在でもいくつかの手段により守られている。給与は再就職資金も考慮して高くしている。3年以上海外サービスをした者については Overseas Services Resettlement Bureau が就職を斡旋する。O.D.M. あるいは National Council for the Supply of Teachers Overseas を通じて派遣された教師は退職手当について特別の措置を講じている。候補者名簿に登録された教師のためには Interview Fund がある。Devon County Council, Greater London Council を含むいくつかの機関はそのスタッフに対し一定期間の海外サービスを積極的に奨励している。公務員は、給与と昇級の不利なくして海外サービスに派遣される。

(4) ホーム・ベース

幾つかの専門分野、特に中等レベルの教師については円滑に進んでおり、現体制の強化以外には特に新しい対策は必要としない。しかしキーポストとして必要とされる専門家の確保については、技術協力定員の創設以外には途はない。これについて、1965年、O.D.M. は専門的に詳細な検討を重ねた結果を各省および University Grants Committee にはかった。その結果、2～3年以内に各省、大学等に少なくとも定員400名を設置することになった。このために、海外サービスの経験者、適切な資格をもつ者をフルに活用する。業種は農業、林業、畜産、経済、統計、教育行政、法律、公共行政、工学、建築、都市計画、土地調査、地理とする。

この構想を政府機関等が受け入れて来るに従い、それらの機関のスタッフが一時的に海外サービスに赴くことが容易になってきている。既に、農業、畜産、工学、建築、土地調査、地理等の分野で300以上の特別ポストが、各省、調査研究機関に配置されている。

(5) 専門家部隊 (Corps of Specialists)

熱帯の事情に精通している、開発に重要な地域で働いている、本国に適切なポストがない等の理由でO.D.M. の直接雇用が望ましい場合もある。そのため、1965年「専門家部隊」が設置された。Overseas Service

Aid Scheme により現地政府の臨時雇用、O.D.M. の技術協力要員、国際機関の雇用に供する事を条件にO.D.M. は継続雇用を提供している。部隊には経済、統計、行政、財政、天然資源関係の各専門家を含むこととする。行政官は特に、属領政府のキーポストの補填に必要とされているほか、援助行政関係で英国の在外公館あるいは開発関係部局に勤務する。設立後2～3年内に約100名の隊員の確保を予定しており、既に、行政(5人)、農業(4人)、都市計画(4人)、会計監査(1人)、協同組合(1人)、財政(4人)、土地制度(1人)を得、その他多数の志願者について目下検討中である。

(6) 海外サービス年金基金

(Overseas Service Pensions Fund)

O.D.M. の計画のもとに海外サービスをする人々の年金の権利を守ることは重要な問題である。公務員の場合および拠出年金制度のある職業については既に措置がとられているが、その他、契約により海外サービスをする者等年金に関する措置は講じられていず、長期にわたり海外サービスを希望する者も年金制度がないために躊躇している例も少なくない。また、専門家部隊に属する専門家も同制度を必要としている。このような事情から1965年、海外サービス年金基金の設立を決定した。まず、専門家部隊のメンバーをヴォランタリー拠出母体とすることが適当であろう。

(7) 新規および青年層の人材の開発

一定の昇進と年金の見透しのあるキャリア・サービスについている若い学卒者を仮採用することにより経験ある人々のストックを補充することはできないが、それでもO.D.M. は、これから先何年にもわたり開発事業に関連した科目、特に農業、畜産分野に対し大学院生に奨学資金を提供している。

また、O.D.M. は東および中央アフリカからの大規模で継続的な中等学校教師の要請に対して、東アフリカおよびザンビアの大学で教育コースのサーティフィケートを取得しうることを条件に毎年100人の新学卒者を採用することによって、応えている、優秀な者は英国で認定されているディプロマをとり、その後2年あるいはそれ以上にわたり、ウガンダ、ケニヤ

タンザニア、ザンビアで教鞭をとることになる。1964年オタワにおける第3回英連邦会議において発表された「Study and Service」計画のもとに、この種の機会は、開発途上国の他の大学、教育以外の学部にも徐々に拡大されている。

ア メ リ カ

国際開発局 (Agency for International Development, A.I.D.)

Department of State
Washington, D.C. 20523

I 国際開発局の概要

1. 機関の性格 政府機関
2. 代表者 長官 (副大臣相当)
William
3. 設立 1961年 (前身 Foreign Operational Adm. は1948年設立)
4. 支 部 国内 1
海外 AIDミッション, オフィス 43
AID支部, 大使館内セクション 7
ワシントンまたは近隣ミッションからの管理プログラム 19
地域機関, 特別独立活動部 14
地域間中央スタッフ機構 15

外交ミッションとAID在外機関との関係

國務省が援助計画も含め, 全外交関係に責任をもっており, 外交ミッションの長が全てのU.S. プログラムを調整し, 責任をもつ。

5. 目 的

軍事援助以外のUS対外援助計画の実施, 対外援助法 (1961) に基づく援助計画の監督, 指揮および予算要求, ラテンアメリカ開発およびチリ復興のための法に基づく業務の一部実施, PL 480 の実施。

AID技術援助計画の主要目的は,

- (1) 技術、知識、能力および動機の高揚
- (2) 人文研究機関の創設、強化
- (3) 新制度および技術の導入、応用
- (4) 開発問題に関する調査および分析方法の応用

6. 主要業務

開発借款、開発贈与、投資保証、投資調査、開発調査研究、国際機関関係、支持援助、緊急援助

7. 予 算

(単位 100万ドル)

年 度	技術協力費
1965	305.1
1966	312.5
1967	315.5
1968(予定)	297.5
1969(要求予定)	371.0

管理費は別途予算化されており、技術協力関係のみについては不明であるが、全体としては1968年約61百万ドルであった。

8. 機 構 図

別 添

9. 関係政府機関

AIDは、AIDプログラムと平和部隊等の関連プログラムとの調整をはかる。

AIDプログラムの実施にあたって協力を得るため協定を結んでいる関係政府機関は、次のとおりである。

内務省、保健・教育・厚生省、産業省、商務省、住宅・農村開発省、労働省、原子力委員会、予算局、国防省、農業信用実施機関、連邦通信委員会、総予備隊機関、米州測地線調査・運河地帯機関、法務省、国立科学アカデミー調査協議会、国立航空学・宇宙機関、国立入植近隣サービス連盟、国立科学財団、國務省技術協力局、サンファン・フェルトリコ連盟、郵政省、平和部隊、テネシー溪谷局、大蔵省、運輸

省

10. 関係民間機関

民間機関は、工業商業分野の研修員訓練のため、多くは無報酬で協力している。また、親善のため、グループを組織している。

A I Dの諮問委員会のメンバーとなったり、特に、大学関係からは職員を得ている。

専門家派遣、研修員訓練、その他の事業の実施のため、民間会社、大学と多数の契約を結んでいる（1967年経費242百万ドル）。それにより、現在、大学関係だけでも126校において研修員の研修を行なっている。

更に、ヴォランタリー機関、会社独自の技術協力も実施している。

II 研修員受入事業

1. 業務範囲 受入政策、研修員の募集・選考・受入、世話業務
2. 受入実績

(単位 人)

年 歴	合 計	契約ベース	非契約ベース				第3国 研 修	総 計
	契約ベース 非契約 ベース	個別・グル ープ・コン ビネーション	計	個別	グループ	コンビネ ーション		
1965	6,514	940	5,574	N.A	N.A	N.A	1,859	8,373
1966	5,828	918	4,910	N.A	N.A	N.A	1,940	7,768
1967	6,727	1,474	5,253	1,669	3,440	144	2,435	9,162
1968 (予定)	...	876	3,498	1,482	1,976	40

注 1. 留学生を含む

2. 契約ベース……大学間の契約、その他A I D経費負担の契約による受入

3. 非契約ベース……相手国政府およびA I Dミッションにより選考された研修員の受入

3. 経 費

(単位 100万ドル)

年 度	経 費
1965	30.1
1966	35.7
1967	33.7
1968(予算額)	N.A.

4. 研修員 資格

(1) 相手国の市民権を有する者(2重市民権を有する者は、その研修が当該国のために役立つと証明される者)但し、AIDミッション現地雇用者は除外。

(2) 個人的および技術的資格

- a 人間的成熟、リーダーシップ、キャリアーの可能性を有すること。
- b 当該研修分野に関連した同国の問題点を把握していること。
- c 研修により十分な成果をあげうる訓練と経験を有すること。
- d 研修後当該国の専門分野に貢献する義務を負うこと。
- e 必要な英語力を有すること。
- f 身体的適応性を有すること。

(3) 海外研修の経験

3カ月以上にわたり海外研修の経験を有する者は除外する。

但し、海外研修後2年以上を経過しており、前の研修を十分に生かしている者、管理職等の任につき、新しい研修を必要とする者、当該分野の世界的水準の進歩が早く、前研修が時代遅れとなっている者については受入対象とする。

(4) 研修員の研修目的と相手国政府およびアメリカ合衆国の目的が一致すること。

5. 要請 手続

相手国からの直接要請、可能な研修についての情報提供、相手国要請

プロジェクトに含まれる受入，研修の必要性に関するA I Dの助言等による。

6. 選 考

A I Dミッションの技術アドバイザーおよび研修職員が相手国政府の協力を得てスクリーニングして来たものについて，ワシントンの国際訓練局において研修施設に適切かどうかの観点から選考する。

7. 研修スケジュール

国際訓練局（担当 Program Development Officer）が，関係政府機関（担当 Program Specialist）の協力を得て作成する。

8. 研 修

(1) オリエンテーション

a アメリカの政治・経済・社会体制，保健，教育，人種，宗教問題，経済，労働管理問題等に関し，1週間，ワシントン国際センターで実施する。

b 滞在中の諸手続……A I Dオリエンテーション課が実施。

c 個別オリエンテーション……プログラム担当職員（Program Development Officer）が実施。

(2) 語学 研修

英語を研修使用語としている場合，必要に応じて実施する。

通常，1日につき3～4時間のクラスルーム指導および1～2時間のラボラトリー学習による。

A I Dミッションは，現地において一定の語学力テストを実施し，必要があれば語学研修も行なう。

(3) 研修形態（1967年度）

実地研修（On-the-job）	7.0%
セミナー	5.9
視 察	31.7
アカデミック	21.6
職業研修	23.1

その他 10.7%

計 100.0%

(4) 研修期間（合衆国における研修のみ）

最長 6年

平均 1年

最短 1週間

期間延長は、本国政府およびA I Dミッションの承認を得た後、本人による要請またはA I Dミッションの助言により必要な期間、認められる。

(5) 研修実施機関

政府所属機関 36.8%

大学およびその研究所 28.6%

民間会社 29.4%

病院、国際機関等 5.2%

計 100.0%

関係政府機関とは個々に技術援助に関し、一協定を結び、計画、実施、フォローアップ等に関し助力を得ている。

その他の機関については、交渉により“期限つき”または“無期限”協定を締結している。無期限協定については、定期的に再検討、再交渉している。

(6) 研修使用言語 英語（通訳をつける場合もある）

第3国研修については、通常、現地語を使用するが、必要に応じて通訳の便をはかる。

(7) 証明書

A I D、政府機関、民間会社、大学等が研修終了証書を交付する。

ディプロマ、デグリーについては大学等が交付する。

9. 待遇

(1) 滞在費、手当等

(単位 ドル)

カテゴリー 手当等	旅行ステイタス	定住ステイタス	
		ノンアカデミック	アカデミック
滞在費(日額)	16	6~12 (地域, 機関による)	5~8 (地域, 機関による)
国内旅行手当	政府旅費基準に準じて支給。 (定住ステイタスの旅行中の滞在費は旅行ステイタスによる)		
交通費(平常)	払戻す	-	-
書籍, 教材費	(1) 書籍 最高額 a 研修期間最初の4カ月 35ドル b " 4カ月超(ノンアカデミック) 月10ドル c " " (アカデミック) 月15ドル (2) その他 a 計算尺 20ドル b 教材, 用具 100ドル (許可により300ドルまで可。但し100~300ドルの物品は貸与となる。) c マスター論文(タイプ等) 100ドル d ドクター論文(タイプ等) 350ドル		
印刷物, 資料等の送料	(1) 12カ月未満	200ポンド	
	(2) 12~18カ月	250 "	
	(3) 18カ月以上	300 "	
授業料	AID負担		
医療費	保険加入 (1件につき最高1,000ドルの支給をうける。 但し, 52週間まで)		

- 注1. 渡航費は原則として相手国負担(経費分担政策)
2. 滞在費は, 到着後20日間は旅行ステイタスレートで支給
3. 旅行ステイタス……30日以上1カ所に滞在しない場合
定住ステイタス……30日以上1カ所に滞在する場合
アカデミックステイタス…3カ月以上大学, 研究所等に籍をおく場合
その他, インターンステイタス, 特別ステイタスがある。

(2) 医 療

A I D の保険料負担で、疾病・害障保険に加入。一件につき最高 1,000 ドルまで、期間 52 週間までカバーされる。

入院中の滞在費は、最初の 7 日間は平常どおり、以後 5 週間は 1 日当たり 3 ドル、以後は 1 日当たり 2 ドルとする。

(3) リクリエーションサービス

観光旅行、ホームヴィジット、文化活動等への参加の機会を提供する。

10. 帰国研修員に対するアフターサービス

A I D ミッションにフォローアップ実施委員会を設置し、主として次の業務を実施している。

- (1) アメリカの専門学会への加盟奨励と必要手続
- (2) 補助研修としての通信教育コースの管理
- (3) 技術専門書の配布
- (4) ニューズスクリプト、専門雑誌の配布
- (5) 技術問題コンサルティング
- (6) 英語リフレッシャーコース
- (7) 同窓会の結成と補助金の供与
- (8) 帰国研修員が 200 名以上に達する国については名簿の作成
- (9) 新しく送り出す研修員のためのオリエンテーション講師依頼
- (10) 集会、セミナー、専門学会の開催

注 エヴァリュエーションは、フォローアップの一環であるが、別の業務として扱っている。

11. 将来の改善および方針

選考方法の改善および相手国の目的に合った研修を行なうことを重点とする。

なお、エヴァリュエーションにより、研修の活用のための有用な方策が次のように判明した。

- (1) 帰国研修員の活動のフォローアップを強化する。(特に USAID との連絡の緊密化)

- (2) 本国出発前のプログラムの作成に研修員を参画させる。
- (3) 特に専門的目的がない場合には、1年以上にわたる研修が、より効果的である。
- (4) 研修員の選考、研修プログラムの作成、研修成果の活用計画に、研修員の上司の積極的な参画を得る。
- (5) 帰国研修員を適切なポストに配置する。
- (6) 本国出発前に十分な情報を与える。

II 専門家派遣事業

- 1. 業務範囲 派遣政策策定、専門家の募集・選考・派遣、派遣中の関係業務
- 2. 派遣実績

年度	専門家 ^{b)} 人
1965	2,972
1966	3,188
1967	4,029
1968 ^{a)}	4,172

a) 1968年3月までの実績

b) AID直接雇用専門家、ミッションの長、コンサルタントのみ。

3. 専門家の資格

- (1) 学歴 一般に学士号が最低基準。多くは、修士号、博士号を有す。
- (2) 経 験 技術分野における責任ある立場の経験5年以上。多くの場合10～15年の経験者が選考され、彼らは同僚間でも優秀と認められている。若手専門家の場合でも、勿論、学問的地位、特別な理由に証明される潜在能力に基づき、限られた経験であっても選考される。
- (3) 所属機関 民間機関、財団、大学、連邦機関、州および地方機関、その他政府機関等すべてを専門家源とする。

- (4) その他 学歴，経験よりも更に人格に重点をおく — 表現力，
文化的同化と感受性，海外勤務への動機等。

4. 募集・選考

(1) 確保源

a A I D スタッフ

b A I D プール 専門家

(a) プール 専門家数 約 4,500 人 (1968 年 4 月現在)

(b) 身 分

i 対外勤務リザーブ職員 — 臨時

ii " " — 常勤

iii 非政府機関からの専門家 — 契約

iv 政府機関からの専門家 — 契約

(c) 募集方法

大学，学会，民間機関，財団，政府機関との連絡，専門誌
への広告，一般募集キャンペーン

c 登録制度 (A I D 人材銀行)

(a) 登録者数 約 700 人

(b) 資 格

A I D 雇用を志願し，有資格者に限る。

(c) 登録者選考

需要に応じ A I D の人事・マンパワー関係局の専門家が選
考にあたる。資格審査は特定分野の証明書より優先する。

審査項目は，学歴・経験，実績調査，思想調査，健康診断

(d) 派遣率 $\frac{1}{3}$

d 公 募

前 b(c) の方法で公募し，選考は A I D 専門募集官，審査官が行な
う。

(2) 確保に関する将来の改善策

専門家確保難の問題が起った場合には専門家供給源である機関およ
び個人と連絡を密にするため U S に専門家募集地方事務所を設置する

ことを考えている。

5. 派遣前研修

(1) 研修期間 通常6～20週間行なわれるが語学研修の必要性に応じ様々である。

(2) 研修内容

a 一般オリエンテーション

地域研究，A I D事業の理解，問題解決演習。6週間

b 語学研修

必要に応じ，実施しない場合から5カ月間のインテンシブコースまで様々。

c 技術研修

有資格者を選考したのであるから不必要とみなし殆んど実施しない。時に，中堅層の場合A I Dの経費で大学において1～2年間補足研修を受ける場合もある。

(3) 研修中の手当

通常〇給与の他に最初の21日間は1日16ドル，それ以後は1日8ドルの手当を支給。

(4) 研修経費

1人1カ月 約284ドル

(5) 研修機関 A I D附属の研修施設

(6) その他

潜在専門家と考えられる人材に対する予備研修計画がある。

(7) 派遣前研修に関する改善策

調査研究により，文化交流，文化的感受性に関する研修を行なう予定である。

6. 派遣形態

99%が個別派遣，残り1%がグループ派遣

7. 待遇その他の便宜

(1) 専門家の身分

専門家の身分に関する規定は対外援助法(1961年)にあり，その

身分はA I D職員、他の政府機関職員（A I Dと他の政府機関との協定による）および契約ベースによる民間人の3種がある。政府機関職員の場合、派遣期間が30カ月以内であれば昇給および元のポストへの復帰は保証されている。但し昇進については、必ずしも保証されていない。

(2) 給 与 表

SERV. GRADE OR CLASS			STEP RATES WITHIN GRADE LEVEL OR CLASS									
FR	FS	FC	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			28,000									
1			28,000	28,000	28,000							
			26,264	27,139	28,000	28,000	28,000					
		1	26,106	26,852	28,000	28,000	28,000					
			22,835	23,596	24,357	25,118	25,879	26,640	27,401	28,000	28,000	
		2	22,727	23,325	24,614	25,360	26,106	26,852	28,000	28,000	28,000	
2			22,376	23,122	23,868	24,614	25,360	26,106	26,852			
			19,780	20,439	21,098	21,757	22,416	23,075	23,734	24,393	25,052	25,711
		3	19,737	20,335	20,933	21,531	22,376	23,122	23,868	24,614	25,360	26,106
	1		17,943	18,541	19,139	19,737	20,335	20,933	21,531	22,129	22,727	23,325
3			17,943	18,541	19,139	19,737	20,335	20,933	21,531			
			16,946	17,511	18,076	18,641	19,206	19,771	20,336	20,901	21,466	22,031
		4	16,809	17,289	17,943	18,541	19,139	19,737	20,335	20,933	21,531	22,129
4			14,409	14,889	15,369	15,849	16,329	16,809	17,289			
	2		14,409	14,889	15,369	15,849	16,329	16,809	17,289	17,769	18,249	18,729
			12,174	12,580	12,986	13,392	13,798	14,204	14,610	15,016	15,422	15,828
		6	12,154	12,546	12,938	13,330	13,722	14,114	14,506	14,898	15,369	15,849
5			11,762	12,154	12,546	12,938	13,330	13,722	14,114			
	3		11,762	12,154	12,546	12,938	13,330	13,722	14,114	14,506	14,898	15,290
			10,203	10,543	10,883	11,223	11,563	11,903	12,243	12,583	12,923	13,263
		7	10,045	10,464	10,755	11,041	11,341	11,762	12,154	12,637	12,938	13,330
6			9,721	10,045	10,369	10,693	11,017	11,341	11,665			
	4		9,721	10,045	10,369	10,693	11,017	11,341	11,665	11,989	12,313	12,637
			9,297	9,607	9,917	10,227	10,537	10,847	11,157	11,467	11,777	12,087
		8	9,241	9,591	9,882	10,173	10,464	10,755	11,046	11,341	11,665	11,987
	5		8,718	9,009	9,300	9,591	9,882	10,173	10,464	10,755	11,046	11,337
			8,462	8,744	9,026	9,308	9,590	9,872	10,154	10,436	10,718	11,000
		9	8,425	8,718	9,009	9,308	9,591	9,882	10,172	10,369	10,693	11,017
7			8,153	8,425	8,697	8,969	9,241	9,513	9,785			

SERV, GRADE
OR CLASS STEP RATES WITHIN GRADE LEVEL OR CLASS

FR	FS	FC	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	6		7,823	8,084	8,345	8,606	8,867	9,128	9,389	9,650	9,911	10,172
			7,699	7,956	8,213	8,470	8,727	8,984	9,241	9,498	9,755	10,012
		10	7,680	7,990	8,200	8,425	8,718	8,969	9,241	9,513	9,785	10,045
	7		7,112	7,349	7,586	7,823	8,060	8,297	8,534	8,770	9,007	9,244
8			6,981	7,214	7,447	7,680	7,913	8,146	8,379			
		11	6,981	7,214	7,447	7,680	7,913	8,146	8,379	8,606	8,867	9,128
			6,981	7,214	7,447	7,680	7,913	8,146	8,379	8,612	8,845	9,078
			6,321	6,532	6,743	6,955	7,166	7,377	7,588	7,799	8,010	8,221
		12	6,317	6,519	6,729	6,939	7,149	7,359	7,569	7,780	7,990	8,200
	8		6,309	6,519	6,729	6,939	7,149	7,359	7,569	7,780	7,990	8,200
	9	13	5,742	5,934	6,125	6,317	6,509	6,700	6,892	7,083	7,275	7,466
			5,732	5,924	5,115	6,307	6,498	6,690	6,881	7,073	7,265	7,456
	10	14	5,145	5,316	5,487	5,658	5,829	6,000	6,171	6,342	6,513	6,684
			4,600	4,753	4,907	5,060	5,214	5,367	5,521	5,674	5,828	5,981
			4,231	4,372	4,513	4,655	4,796	4,937	5,078	5,219	5,360	5,501
			3,889	4,019	4,149	4,279	4,408	4,538	4,668	4,798	4,928	5,057
Chiefs of Mission Class 1 \$30000; Class 2 \$29500; Class 3 \$28750; Class 4 \$28000												

注 FR..... Foreign Service Officers
 FS..... Foreign Service Staff
 FC..... PASA (Participating Agency Service Agreement)
 格付けは、学歴、資格、経験、所属先、前給与額を考慮して決定される。

(3) 諸 手 当

- a 着後手当 (帰任前手当も含む。) (Temporary Lodging Allowance)

相手国の住宅提供あるいは手当がない場合、3カ月を限度として住居決定までの間、1日15ドルを限度として実費支給。帰任前は1カ月を限度。(11才未満は半額)

- b 住宅手当 (Living Quarters Allowance)

額は、家賃、格付け、家族数により決定される。

- c 地域調整手当 (Post Allowance)

ワシントンと比べて生活費が高い地域に対する手当で、額は地域、

格付け、家族数により決められる。

d 地域調整手当補助 (Supplementary Post Allowance)

着任直後、ホテル等の仮住いで、扶養家族が2人以上の場合、ホテル代、食事代を補助するためのものであり、3カ月を限度として額は6ドルまで、家族数により種々である。

e 特殊地域手当 (Post Differential)

僻地、不健康地、その他悪劣な生活条件下にある地域に対する手当であり、基本給与の10%、15%、20%、25%を支給。

f 教育手当 (Educational Allowance)

初等・中等学校 (第12学年まで) 通学の子弟の教育手当。
授業料、書籍費、交通費、寄宿舎料等必要に応じてカバーする。

g 教育旅費 (Educational Travel)

中等教育、大学教育を米国において受けさせるため子弟を帰国させる場合の旅費の支給。

h 支度料 (Foreign Transfer Allowance)

衣服、家具、保険、電気機具等の買替えのための給付。赴任地、家族数により75~175ドル。

i 帰国時移転料および国内臨時宿泊料 (Home Service Transfer Allowance)

(a) 帰国時移転料

赴任地、家族数により75~175ドル。

(b) 国内臨時宿泊料

1人1日6ドルまで (11才未満3ドルまで)。単独者15日限。家族同伴者30日限。

j 留守宅手当 (Separate Maintenance Allowance)

家族との別居を余儀なくされた場合に支給されるもので、専門家の格付け、家族数により年1,200ドル~3,350ドル。

k 旅行当手 (Travel Per Diem Allowance)

公用旅行中の日額手当。

US内……1日16ドルまで。

外 国…… 1日6～25ドル

船 中…… 1日6ドル

l 交 際 費 (Representation Allowance)

大使その他特に指名された高級職員に支給されるもので、額は地位により種々。

m 公 邸 手 当 (Official Residence Expense Payment)

国務省で代表者と指名された者に対して、使用人、家具等の経費を補助するために支給されるもので、額は地位により種々。

(4) 帰 国 休 暇

海外勤務が継続して18カ月以上の場合、4カ月につき1週間の割り合いで帰国休暇が認められる。但し旅費は自己負担。

(5) 派遣中の健康管理

巡回医師の派遣、大使館所属医師の利用（通常数カ国に1人の割合で派遣している）

(6) 派遣中の便宜

レクリエーション施設設置、海外使節団所属の学校、教会等の利用

(7) 帰国専門家に対するアフター・ケア

a 退 職 金

公務員退職制度により支給される。20年以上の場合は年金。

b 失 業 補 償

A I D 職員と同様の取扱い

c 再就職の斡旋

人事・マンパワー局、就職斡旋課において実施

d 帰国専門家との連絡

帰国専門家のグループ化、雑誌、情報の送付、再派遣名簿登録等により連絡を保持

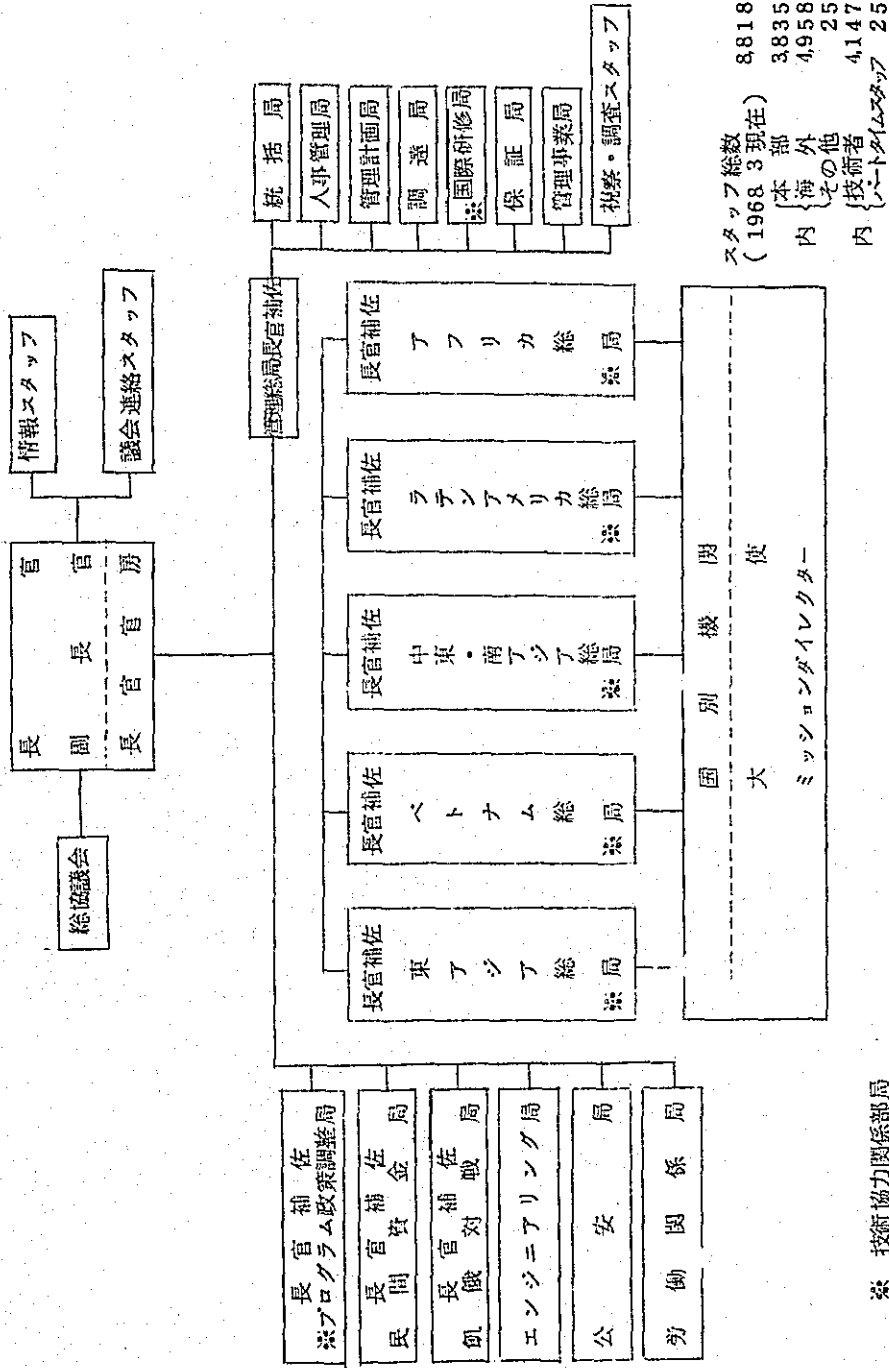
8. 携 行 機 材

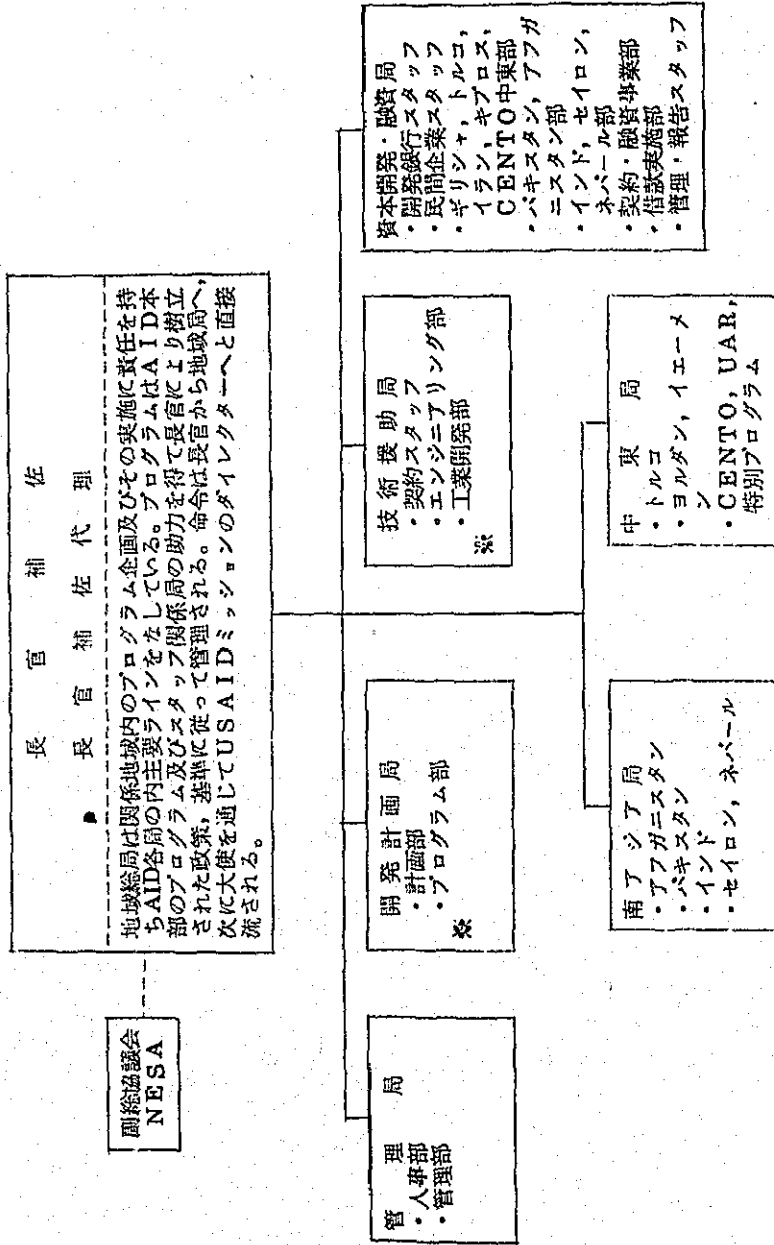
通常、必要機材はミッションが、USドルあるいはカウンターパート資金を用いて調達する。従って専門家は個別に携行しない。追加機材についても同様。

9. 派遣中の専門家の技術指導

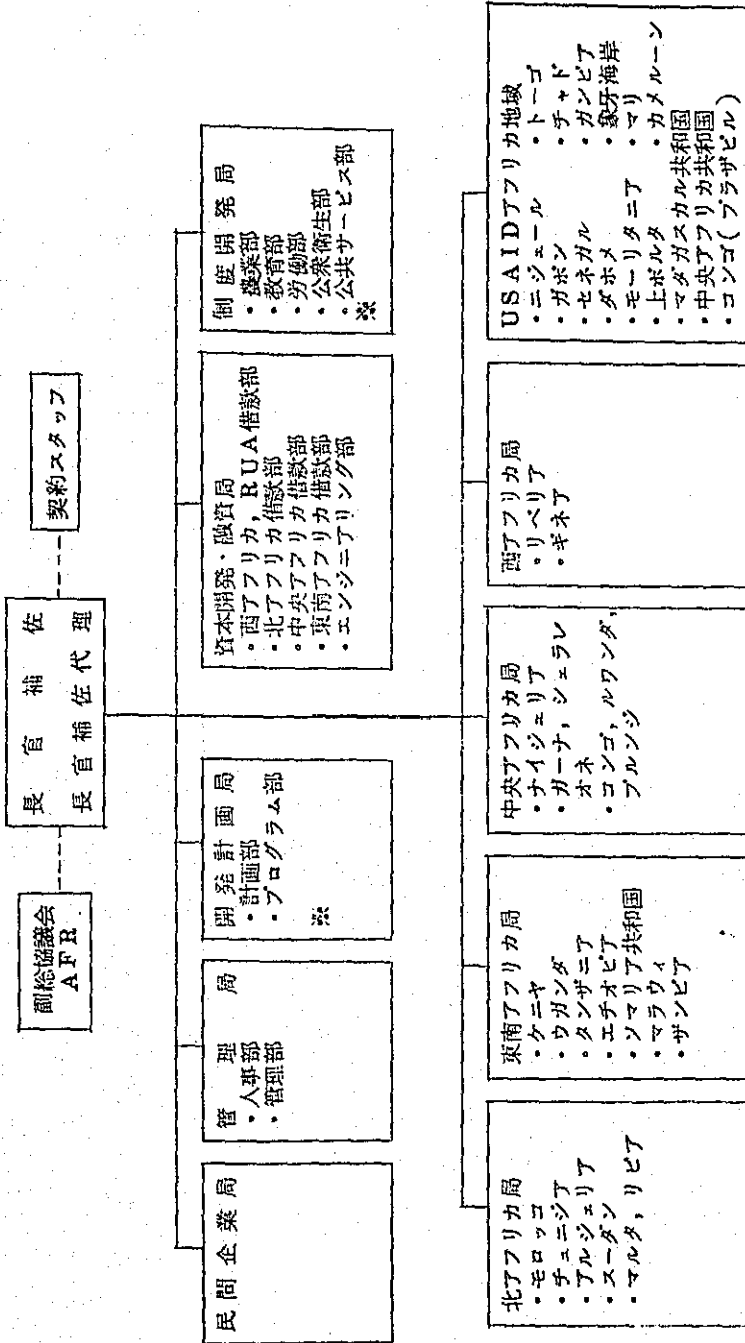
プログラムの規模に従いA I D / Wあるいは専門家派遣機関による適切な支援指導がなされる。

別添 機構図 (1967. 4. 6 現在)

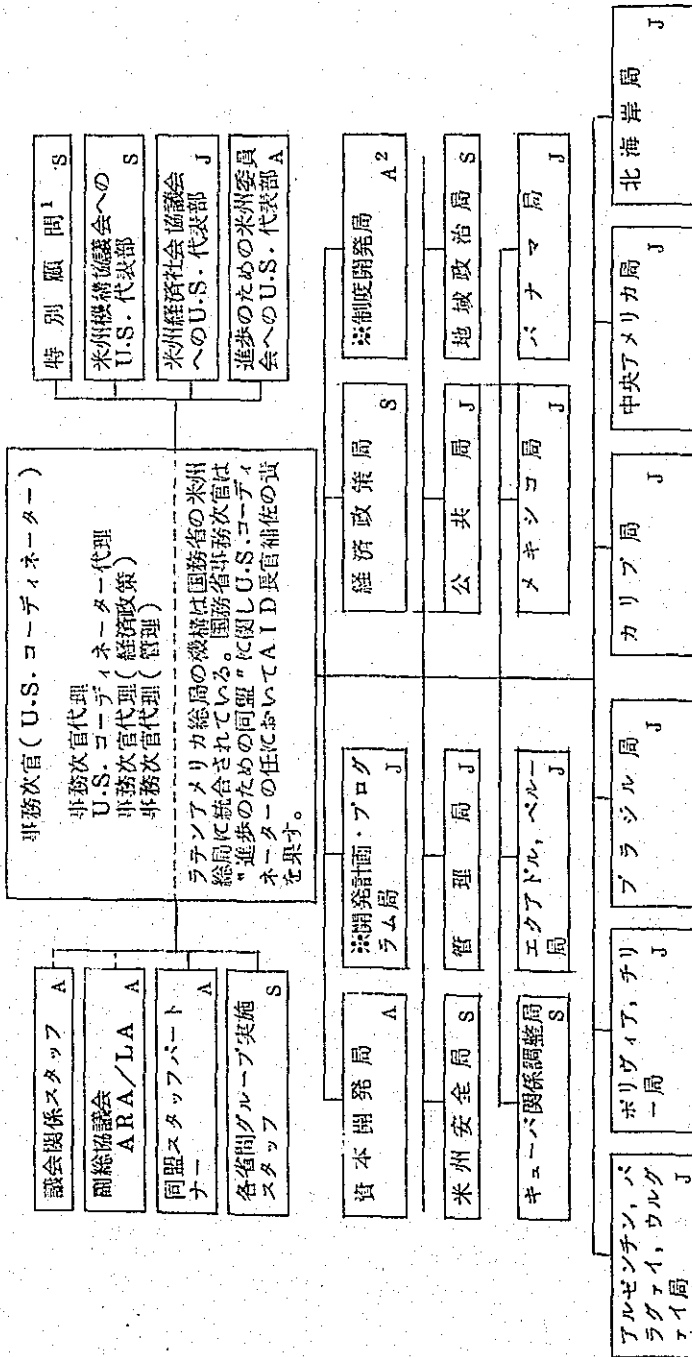




アフリカ総局



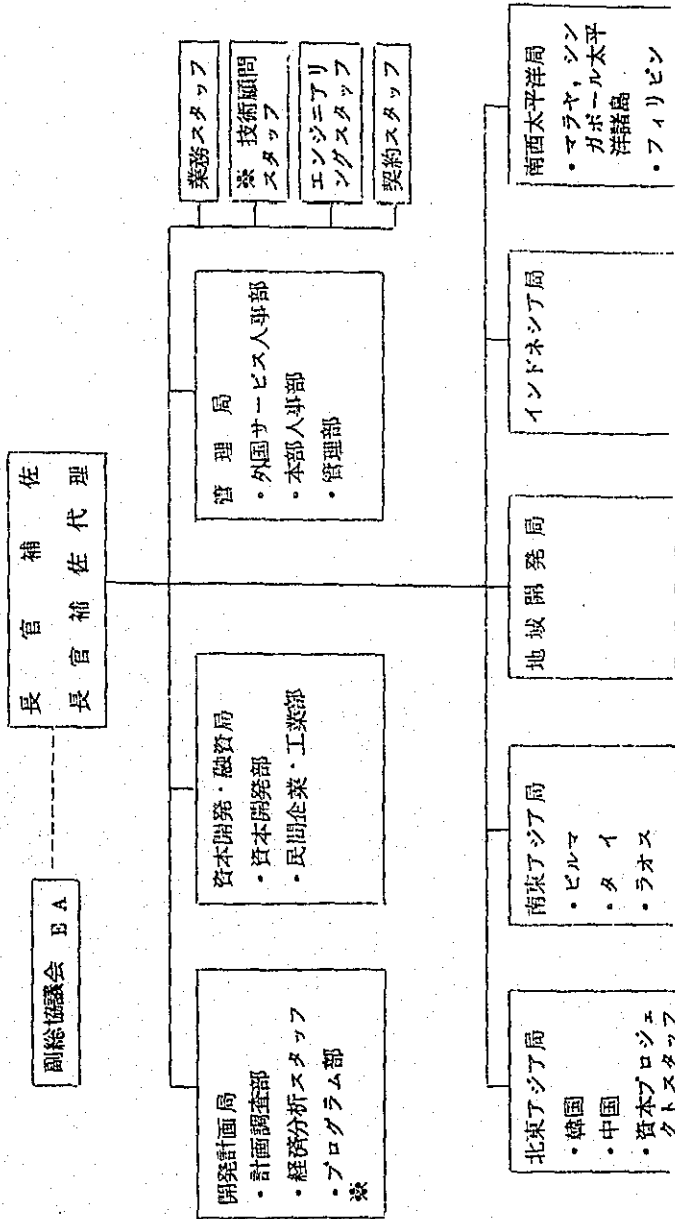
米州総局 - ラテンアメリカ総局



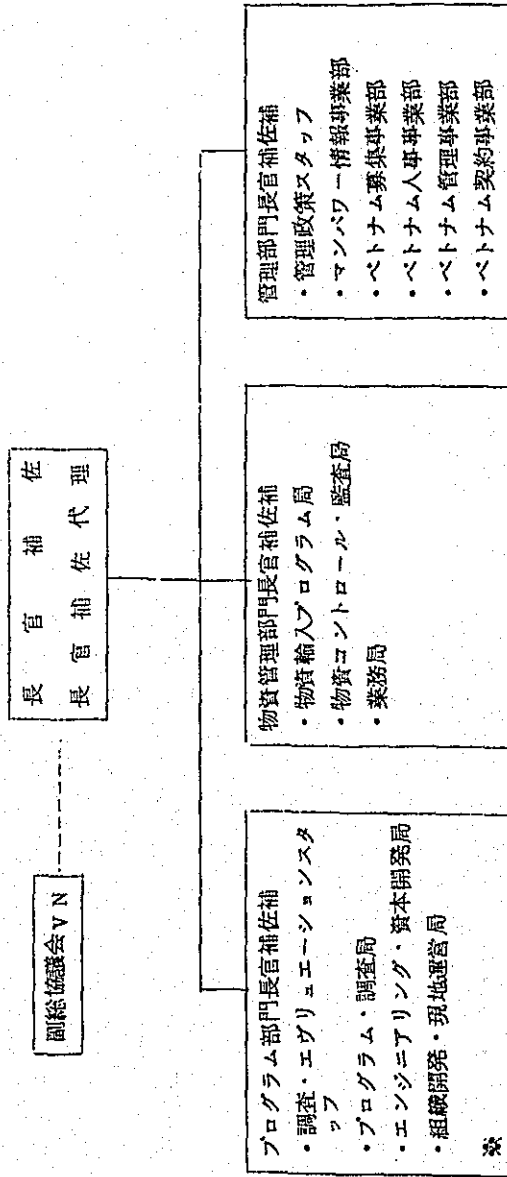
- 1 U.S. パナマ関係特別代表部及び大西洋運河交渉特別代表部。
- 2 内務部は国務省・AID 合同部となっている。

S... 国務省局
 A... AID 局
 J... 国務省・AID 合同局

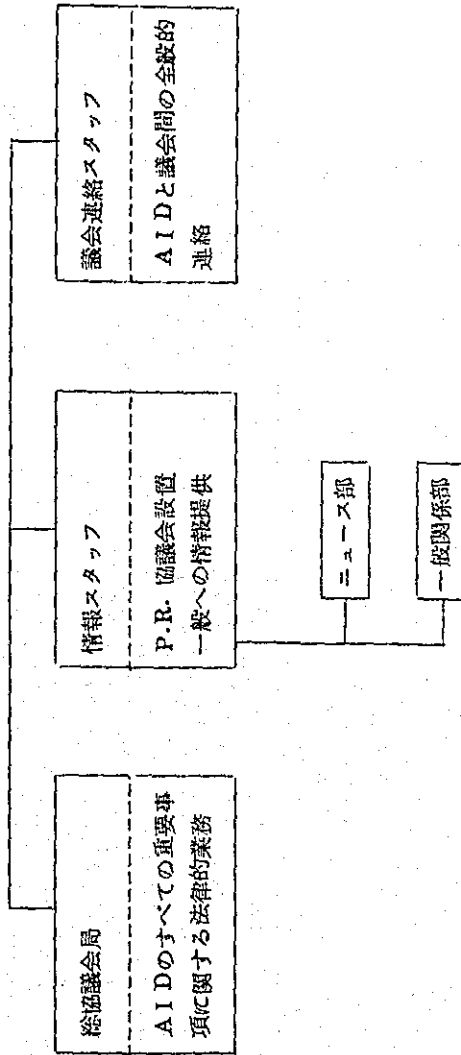
東アシア総局



ベトナム総局



プログラム関係及びスタッフ



プログラム・政策調整局長 補佐 長官補佐代理

経済援助政策作成、プログラム企画、経済分析に關して地域総局の指導、戸のプログラム及び予算、議提審、関係説明書の作成及び修正の調整、AID及び他の貿易及び援助政策と資金援助政策の調整、軍と、AID及び他の開発事業に關する統計・報告の作成、各種援助方式・訓練の統合・プログラム間の目標達成の評価・U.S. 経済援助と他の2国間・多国間プログラムの調整のための企画政策・技術の開発、対外援助法(FAA) タイトルIXの実施引受け、教育及び人的資源開発・科学及び技術・経済開発、計画・開発管理の分野に於いてAID全般への指導と助力

上級経済顧問

上級タイトルIX顧問

管理スタッフ

法律によるプログラム調整スタッフ

NESA地域コーディネーター

A F地域コーディネーター

L A地域コーディネーター

F E地域コーディネーター

技術援助長官補佐補

- ・ 科学, 技術スタッフ
- ・ 技術援助政策部
- ・ 教育, 人的資源部
- ・ 開発管理部
- ・ 計画援助, 調査部

多国間援助長官補佐補

- ・ UN 地域機関部
- ・ 国際援助調整部

プログラム; 予算長官補佐補

- ・ プログラム, 技術情報スタッフ
- ・ エゾアリアムエーションシステム調整スタッフ
- ・ プログラム・予算部
- ・ 軍軍援助部
- ・ 統計・報告部

資金援助長官補佐補

- ・ 借款レポートスタッフ
- ・ 資金援助政策部
- ・ 借款検討部
- ・ 融資連絡部

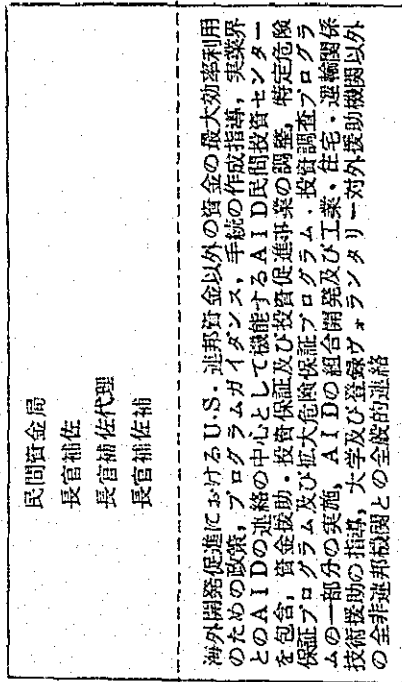
プログラム政策長官補佐補

- ・ プログラム政策部
- ・ セクター・マーケティング分析部
- ・ タイトルIX部

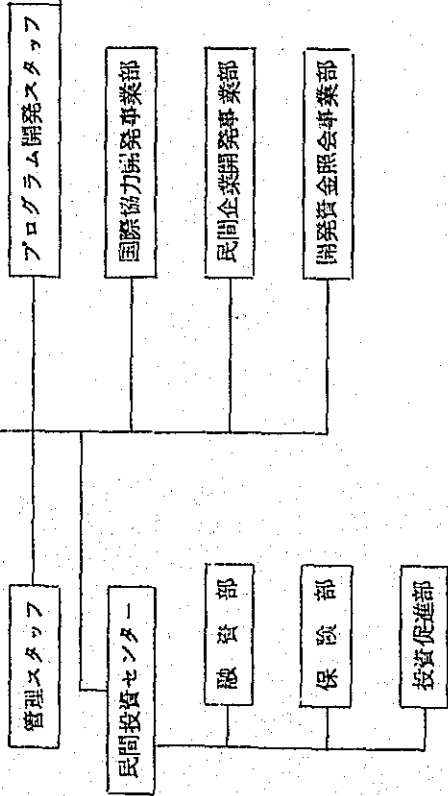
飢餓対策局
 長官補佐
 長官補佐代理
 長官補佐代理（人口、栄養、健康）

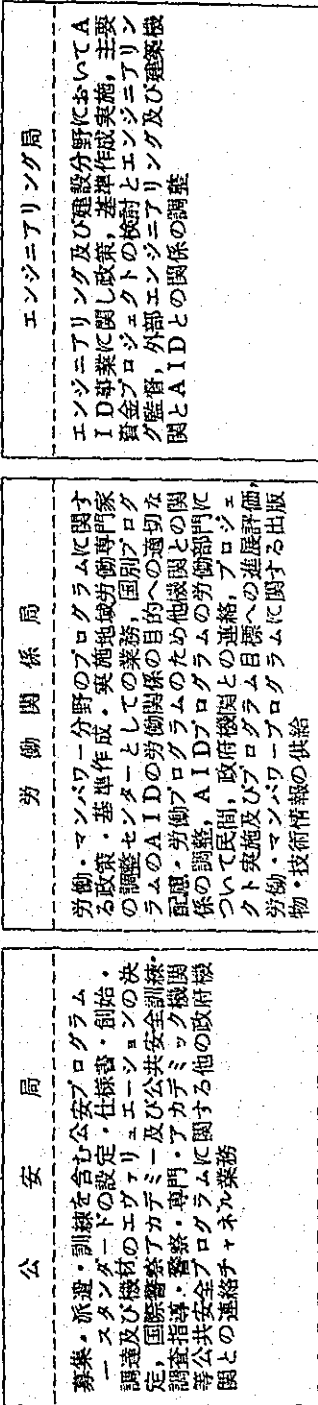
「平和のための食糧」及び「海洋食糧プログラム」の実施におけるAIDの役割を含むAID内の飢餓対策活動の指導、農業・保健・人口及び栄養に関する政策開発、手続・報告システムについての援助、プログラムの評価及び予算作成への参画、飢餓対策のエフェクティブ・エネーション及び監査の調整、全ラオス対外援助及び災害救助事業調整、保健・人口・栄養関係事項について農業省及び保健・教育・厚生省事項のAID中心としての業務、AIDの調査プログラムの調整、セクション211(d)による贈与の実施





副総協議会PRR





実施部

ベトナム部

訓練部

技術サービス部

管理スタッフ

プログラム調整部

計画・エグゼクティブ・エンジニアリング部

管理関係局

管理長官補佐
 長官補佐代理
 長官補佐補
 AID全般の管理関係部門に責任をもつ

統括局

AIDの融資事業と以下の主要利益との調整
 (a) 予算準備と執行
 (b) 融資政策、会計及び融資検討システムと手続の確立維持
 (c) 正確、情報豊富な融資報告の作成
 (d) 総合的内部監査を含むコントロールシステムの確立
 (e) マンパワープログラム及びレポートシステムの管理

- 融資政策スタッフ
- 会計部
- 監査部
- 予算部
- 融資検討部
- アネ地域統括

人事管理局

政策、計画スタッフ
 実施人事スタッフ
 AIDの内外人事システム実施のための政策、基準、指針の作成、本部人事プログラム作成

- 人事データベース管理部
- 局・部別人事部
- 訓練部
- 職員管理関係部
- 対外事業人事部
- 募集部

管理計画局

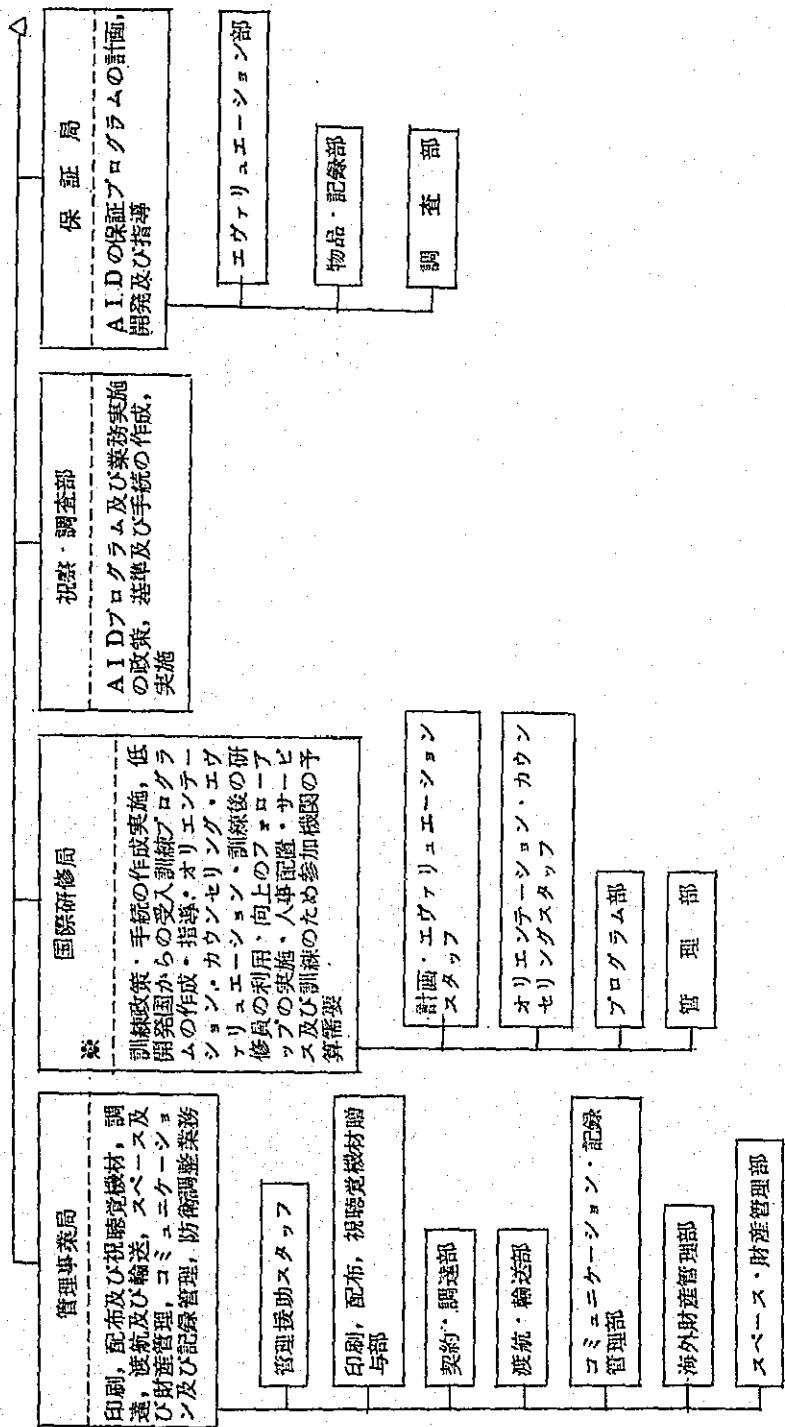
管理及び組織、分析、企画システム、調査、研究、事務機械及び自動データベースの作成の適用、作業評価、作業簡素化、管理改善事業の分野においてAID全般への助力

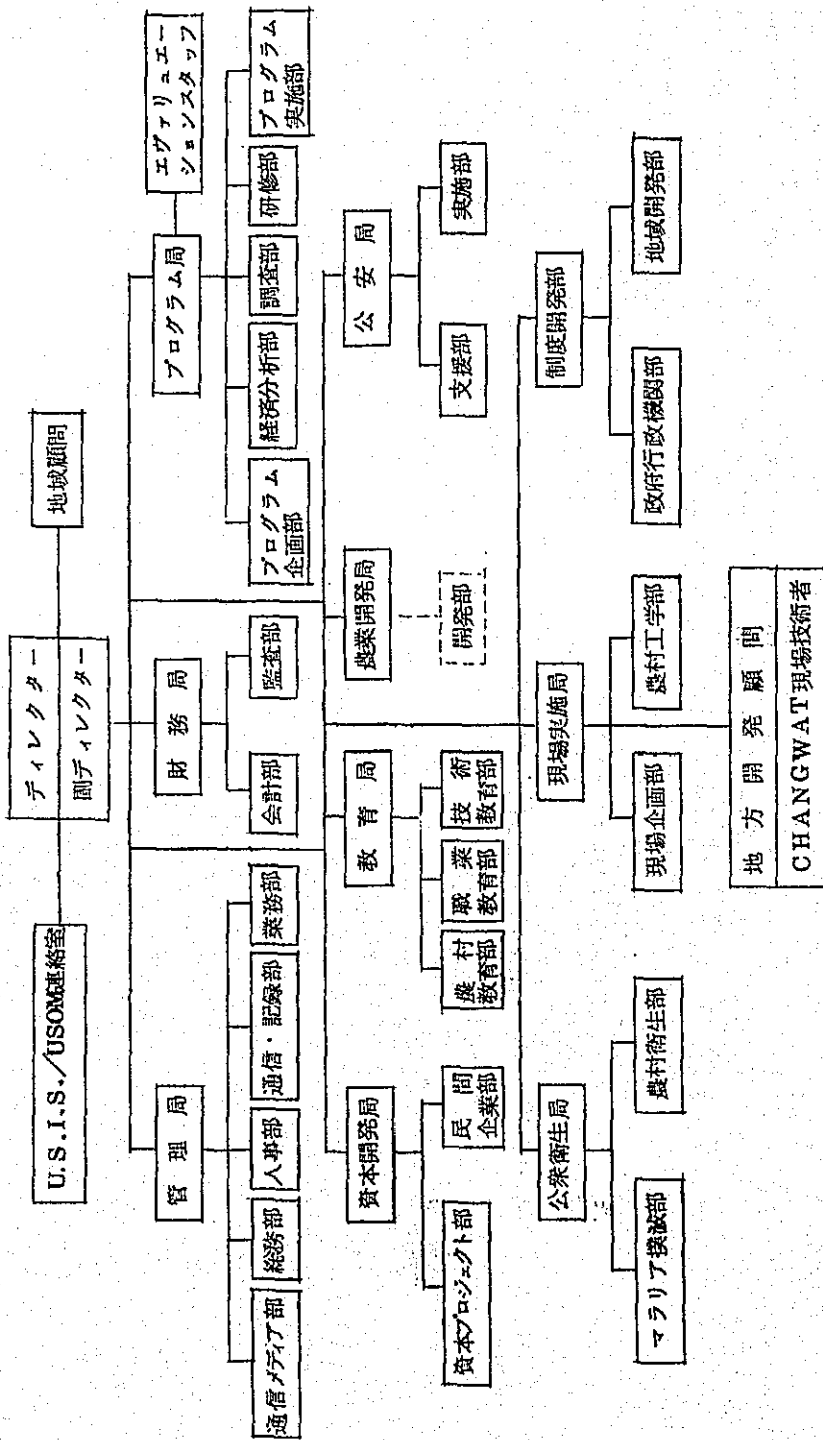
- 管理分析部
- 手続・指導部
- データベースシステム計画実施部

調達局

物資調達及び贈与基金から融資される地域間契約の交渉・実施を含む事業の政策・基準・手続の策定、生效協定の交渉・締結・解釈及び参加機関との予算協定の政策全般協定に就き、AIDの関業協定(PASA)検討の責任・要請により個々のPASAA交渉についての技術的知識の提供、物資輸送計画、AID内の政府、余剰財産プログラム管理、供給管理に關し地球総局への助力、AIDの輸出供給事業へのU.S.小企業参加奨励

- 資源奨励スタッフ
- 参加機関スタッフ
- 管理スタッフ
- 政府財産資源部
- 契約事業部
- 資源輸送部
- 工業資源部
- 小企業局





A I D 援助による研修

(D A C への提出資料(1 9 6 8 . 4) の翻訳)

目 次

I	プログラムの目標との関係	7 6
II	経費の分担	7 6
III	A I D 研修員の選考	7 6
	A. 資格, 候補者, 目的	
	B. 研修員の履歴書 (Bio-Data Form)	
	C. その他必要書類	
IV	研修期間	7 7
V	研修のタイプ	7 8
	A. 研修 (学位なし)	
	B. 学位コース	
VI	研修機関の決定	7 9
	A. 低開発国外研修の制限	
	B. 現地及び国内研修	
	C. 第三国研修	
	D. 合衆国における研修	
VII	オリエンテーション	8 2
	A. 出発前オリエンテーション	
	B. 研修国における出迎えとオリエンテーション	
VIII	セミナー	8 4
	A. 技術及び知識伝達についてのセミナー	
	B. 大学予備研修	
IX	カウンセリング	8 4
X	効果測定	8 5
	A. 研修員研修プログラムの効果測定調査	
	B. 帰国研修員のフォローアップ	

I プログラムの目標との関係

AID援助によるすべての研修は、US及び相手国政府のプログラム目標に直接関連があり、US及びその相手国が共同で開発するプログラムの不可欠な部分をなしている。

研修は通常総合プロジェクトの一要素であるが、単独プロジェクトである場合もある。ミッションと相手国は、社会経済開発のための必要事項を分析するに際して、当該プログラムの現在及び将来の人的資源の需要、需要のプライオリティー、利用可能な現有の技術と知識及び需要を満たすために必要とされる研修を測定する。誰を研修するかを決定するためのこの種の分析がなされるかどうかは検討中の経済部門のマニパワー調査がなされたことがあるかどうか、その調査の有用性、それは判断を下すに必要な詳細なものであるかどうかに依る。それらのものが利用出来ないとすれば、以後数年にわたり分析計画をたてねばならないかも知れない。一方プロジェクト推進のために実施ベースの共同決定がなされなければならない。そして、各分野の中で、どれが長期短期計画の目標に合致するか、プライオリティーを設定する。

ミッション及び相手国の関係技術部局が共同で規模を設定し、研修人員と必要期間を決定する。望ましい規模、見積経費及び研修内容をプロジェクト実施要請書—研修員(PIO/P)に明記し、米国及び相手国政府の代表者により承認の署名がなされる。

この様に、PIO/Pは個々の研修プログラムの作成に必要な多くの情報を包含している。

II 経費の分担

AID研修プロジェクト経費については、前もつて交渉される“公平分担”により、相手国政府は渡航費、扶養手当の負担及び給与の全部又は一部の継続を要請されることになろう。

III AID研修員の選考

A. 資格、候補者、目的
プロジェクトの内、研修部門が明確になると研修員の資格基準が定められる。

USAIDの技術者或いは相手国政府の指名等種々の方法により政府民間を問わず候補者を募り、ミッションの技術顧問、研修職員及び相手国政府が共同で選考する。選考にあたっては、個人に対する賞や授与でなく、そのプログラムの目標に貢献することを確認する。従つて、個々の研修プログラムは関連プロジェクトのメンバーの需要に合うものとする。例えば学位取得の様な個人的希望はプログラム目的と一致する限りにおいてのみ考慮される。プロジェクトの研修部門の案は、重複を避けるため国連代表者と再検討される。

B. 研修員の履歴書 (Bio-Data Form)

個人の履歴書は“ Bio-Data Form ”と呼ばれ、生年月日、学歴、語学知識、職歴、海外留学研修の経験と援助者を記入することになっている。米国で研修する研修員には語学能力テストを実施し、その成績も“ Bio-Data Form ”に記入される。“ Bio-Data Form ”は次の事に同意するという研修員の署名で終結する。

“ 自国政府の要請により作成されたプログラムに従がい精励し、プログラム期間の延長は求めません。研修終了時に遅滞なく帰国致します。そして自国の利益のため、このプログラムで得られた研修成果を活用する努力を致します。 ”

C. その他必要書類

研修員は扶養家族、自動車運転、学位研修、会議出席、通常の終了前のプログラムの中止を記載する書類“ 研修の条件 ”及び親善に関係をもつヴォランティアの使用に供するための“ US地域親善グループへのインフォメーション ”に署名することになっている。また出発前に胸部X線写真を含む健康診断を受け、パスしなければならない。診断書及びX線写真は研修員が合衆国へ携行する。

プログラムの目的及び上述のすべてを含むPIO/Pは研修員出発の少なくとも10日前には研修国に送付される。

IV 研修期間

チーム視察研修を除いて、通常、最短期間は2ヶ月で、長くは1年を越え

る。

V 研修のタイプ

A. 研修（学位なし）

プログラムの中には視察を通じて最も成果をあげうるものもあり、特に経験豊かな技術者にとっては長期のプログラムは不要である。"視察"は個別又はチームにより、工業プラント、銀行、農場、労働組合、実業、政府機関、大学、その他団体を訪問し、1ヶ所につき1時間～数日間を費す。

特別企画セミナー、大学での基礎研究、現場視察、政府あるいは民間施設での実施研修からなるプログラムもある。短期の視察タイプのチーム研修には、通訳がつけられる場合もある。長期研修には、研修員は英語能力テストにパスしなければならない。

1967年度のこのタイプ研修員は5,397人（全体の61%）（米国内研修のみ）であった。

B. 学位コース

本国以外における学位取得のためのアカデミックスタディーは、通常、同国において適切な研修が可能な分野については供与されない。学位コースは、研修員がその地位について効果的に機能するに必須でない限り、承認されない。たいていの場合、2つの学位コースの要請は、1つの学位と他の学位の間に本国滞在の一定期間がない限り、承認されない。研修後援者が誰であると本国以外で既に長期研修を受けた者への"重複研修"は好ましくなく、その様な者の研修を要請する場合には、そのプログラムはミッションにより完全に正当化されねばならない。

1967年度には、5,253人の研修員が新しく合衆国に到着した。加えて、'67年度以前に到着したノンコントラクトの研修員3,578人が'67年度に渡って研修を受けた。従って'67年度には8,831人のノンコントラクト研修員に研修したことになる。この内3,434人が大学及び大学院レベルのアカデミック機関にいた。総延入月は41,577で平均研修期間は4.7ヶ月ということになる。それらの研修機関は49州、プエルトリコ及びコロ

ンビア区の大学、研修所等264に及んでいる。研修機関が更に準備の必要性を認めない限り、研修員は通常スタンダードコースに従う。追加研修が必要である場合にはコースが追加されるかあるいは、他のコースを聴講してもよい。しかし、学位取得学生はその学校の設定した基準に合致しなければならない。研修機関に対する支払は、公式の且つ弾力性をもたせた協定に基づいてなされる。それらの機関に出席している研修員すべては、研修のすべての面についてAIDプログラム担当職員により監督される。

すべてのアカデミック研修員は研修機関到着後1週間以内に“第1回研修報告書”をプログラム担当職員に提出する必要がある。この報告書には、履習コース名、“聴講”“単位履習”の別学部アドバイザー名等が記載される。その後研修員は4半期毎に、学部アドバイザーの承認を得た次期履習コースリストとともに成績の報告を含め進歩と難点を報告する。これらの写は本国内での配布の便のためUS現地ミッションへ送付される。

たいていの大学は留学生アドバイザーがあり、その多くはプログラムを編成し、研修員はそれに参加する様勧められている。研修員のプログラムの変更及び期間延長は研修員からの要請（本日及びUSミッションの承認の後）あるいはAIDミッションの助言等による。（これは、研修に先立って、研修員が延長の要請は行なわないという文書に署名しているに拘らず、承認される。）

VI 研修機関の決定

A. 低開発国外研修の制限

AIDの規則により、次の条件下では、低開発国外におけるUS援助の研修は許可しない。

1. 現地資金、施設が研修需要を満たすことが出来る場合
2. 本国政府、他国政府、他のU.S. 政府機関、国際機関、民間財団、その他援助者による研修の機会がある場合

B. 現地及び国内研修

“現地”あるいは“国内”研修については“研修員研修”とは称さない。

“研修員研修”は本国外（USあるいは第3国内）の研修について使用される。現地訓練とは、その国の国民のためその国の内で実施される技術訓練のことである。

現地研修はAIDの“制度開発プログラム”の総合的部分である場合もある。その場合の協力は、その国の機関、研究所に対する技術的助言を行なうため、契約による資金供給の形をとる。契約専門家は、研修プログラム作成に際し援助するため各種機関に派遣されてきた。また、アメリカの大学によって実施される各種の事業を記述したアメリカの大学と相手国機関との間の“大学間ベース”契約に出資する場合もある。それらにはカリキュラムの改正等その国の機関の改善点に関する助言業務が含まれている。相手国機関の教師が“大学間ベース”契約のもとにアメリカの相手機関に派遣される場合もある。

現地研修には、現地の人材、施設を最大限に利用する。研修は現地の特定の需要に適合するべく編成され、通常、研修の成果が利用される場所において実施される。現地研修には次の事項が含まれる。

- a. 現職研修
- b. 特定の需要を満たすための講習会、会議、セミナー
- c. 現地機関が利用可能ならば研究研修の可能な限り、企画・教授のための人材は、US援助による帰国研修員をあてる。

C. 第三国研修

通常、AIDは近隣諸国と同じ地域内にあり且つプログラムの管理に必要な行政管理研修の手配をするAIDミッションあるいはAID代表者がいる国々においてのみ第三国研修を援助する

AIDはアメリカとの関係において“黒字ドル”ポジションにある第三国における研修については援助しない。この制限はヨーロッパ、日本、オーストラリア、ニュージーランド等の工業国に適用するが、低開発国には適用されない。

次の様な状況にある時は、第三国研修が好ましい。

1. その国における研修に使用される現地通貨がある場合

2. 必要とされるタイプの適切な機関施設——特にA I D援助により開発されている機関施設——がある場合
3. 少なくとも熟練労働者あるいは熟練工としてのライセンスの資格を与えうる、あるいはある専門業種における特別あるいは上級研修のためのアカデミック部面の最低必要条件を満たす中級レベルの科学的、専門的技術、知識をそなえた研修員の場合。方法としてリフレッシャーコース、特別講習会、視察旅行、アカデミック研修、特別主題のための地域会議、現職研修がこの範疇に属する者の能力、知識増大のために用いられる。
4. 研修実施国がその研修に対し適切な施設を有し、U Sにおける同様の研修に要する経費よりも低廉な経費でその研修を実施しうる場合、
5. 気候、問題点、技術、言語、習慣の相違から特殊な研修はU Sにおいて効果的でなく、あるいは不可能であり、且つ第三国において効果的に実施される場合

第三国研修を通じて自由世界の開発について諸国がより積極的な分担を促進している。従って開発途上国でさえ援助国となりうる。必要な人的資源の開発及び研修のための必要条件は開発国あるいは従来援助国のみでは満たせない。第三国研修により夫々の国が資金の分担を要請されている他の国々と研修経費を分けもつことを奨励している。この様にして自由世界の研修基地は拡大されている。ある国において第三国プログラムが拡大されるに従い、その国は研修プログラムの管理方法をだんだんと習得していき、ついには、プログラムの運営に関連する管理業務実施の主体となりうる。そしてU S出發、援助の終了後プログラムを引き継ぐ体制を整える。第三国研修プログラムは、研修を実施している国々により絶大なる賛意を表明されている。例えば、コロンボプラン諸国は第三国研修プログラムを支援するより他の主要援助のもとに第三国は2,982人の研修員を受け入れた。その内2,435人が第三国のみで、547人が第三国とU Sにおいて研修を受けた。(2カ国以上において研修を受けた場合は、それぞれの国においてカウントされている)

D. 合衆国における研修

現地あるいは第三国においてその研修が可能でない場合に、U Sにおいて

実施されている。

1950年度から67年度までに92,281人をUSに受け入れた。

67年度に研修を終了し、U.S. を去った研修員は5,407人(41:3.87%, 平均7%)であった。

VII オリエンテーション

AIDのオリエンテーションプログラムは全研修員を対象とし、研修員のレベルに拘らず同一のものである。本国においては出発前オリエンテーションを受け、更にUSあるいは第三国におけるオリエンテーションを受ける。

A. 出発前オリエンテーション

研修員は本国出発前に次の4項目についての説明を受ける。

1. その国で推進されている開発プログラムの説明及びその開発におけるU.S. とその研修員の役割
2. その国の官吏あるいは大学教授及び滞国研修員から選ばれた者によるその研修員の文化面の復習
3. 文化的衝撃を減ずるため、アメリカ文化の概略
4. 技術研修プログラム案、旅程、パスポート、ビザ、滞在費前渡し、渡航手続等種々の事務的手続についての再検討

若し研修員がプログラムに不満足とすれば、後の誤解を避けるため、問題点は明らかにされねばならない。討論から得た示唆はAID/Wへ送付されるか又はミッションがプログラムの変更を約束する。そして、研修員はBio-Data Form に署名した記述に従い本国帰国の必要性を言い渡される。

B. 研修国における出迎えとオリエンテーション

1. 出迎え

- a. U.S. 研修員は入国港で、國務省レセプションセンターの代表者あるいは地域社会からの無料奉仕者により出迎えられる。そしてその出迎え人は予約しているホテルに案内する前にその後数日間の日程を復習する。

b. 第三国 第三国では通常、空港で、A I D現地雇員あるいはその国の政府代表者により出迎えられる。

2. 生活及び文化についてのオリエンテーション

a. U.S. 研修員は、公式訪問者に対しU Sを紹介するため1950年に設立された民間機関であるワシントン国際センターで1週間を過す。67年度には、センターはA I D研修員3,403人を含め、連邦、国際、民間等各種機関スポンサーによる外国からの訪問者約6,000人を受け入れた。3～5日間のU Sの政府、政治、経済、宗教、教育、市民権及び家族生活等に関する題目についてのアメリカのアカデミック分野、その他の分野の専門家による講義に続き質問及び討論の期間が設けられている。国会議事堂、最高裁判所、国会図書館及び史蹟めぐりも行なう。夜はリクレーション、英会話の練習のためセンターを開けている。ワシントン地域在住900家族がセンターを通じて研修員を家庭に招待する用意がある。

b. 第三国 A I D現地雇員あるいは当事国政府職員が、生活、文化、通貨について話し、地図等を手渡す。

3. 手続に関するオリエンテーション

a. U.S. 研修員は研修員ハンドブックをうけとり、そこにU S滞在を規定することになる手続及びプログラム方針が書かれている。又、身分証明書及び健康保険証とが組合わされているカードをうけとり、疾病・事故保険、U S移民局に対する必要事項、国内所得事業について詳細な説明を受ける。

b. 第三国 A I Dのアメリカ人雇員あるいは現地雇員が滞在中のすべての手続及びプログラムに関する規則を説明する。

4. プログラムオリエンテーション

研修員は、プログラム作成及び研修のあらゆる局面の管轄に関し責任を有するA I Dプログラム担当職員(P D O)に会い、プログラムと日程について説明をうける。若し研修員による変更要請があれば、P D Oはその可能性を検討し、A I Dが必要とする手続及びプログラム報告の内容、瀬度を説明する。P D Oは、研修員がこれから受けるプログラムを

理解しており、既にうけた文化的、手続的オリエンテーションについて混乱がないか、重要事項、緊急事項が起った場合どの様な条件下でP D Oと連絡をとればよいか、確認する。

Ⅷ セミナー

A I DはUS国内の各種研究所等における多くの技術的社会的分野についてのセミナーを援助する。技術に関する下記のようなセミナーに対しても援助する。

A. 技術及び知識伝達についてのセミナー

新しく取得した知識・技術を他に伝播するための効果的方法について研修員を指導するため及び本国において彼がより効果的な改革者たるために実施するもので、ミシガン州立大学において1週間にわたり開催される。セミナーのスタッフはミシガン州のコミュニケーション専門家の指示をうけて、チーム教授、デモンストレーションの方法を用いる。セミナーはリゾート地で開催され、現在はオハイオ州ニューフィラデルフィア近郊で開かれている。

B. 大学予備研修

大学予備研修はジョージワシントン大学及びジョージタウン大学において毎夏8月末に開催される2週間のセミナーである。この目的は秋期に大学に入る研修員のためにアメリカの教育制度、学園生活に関する集中的オリエンテーションを行なうことにある。U.S.に在住したことがある者あるいはアメリカの制度の経験を有する者は除外される。プログラムには学期報告書作成のため図書館、研究施設の利用、試験と評価、教師と学生の関係についても含まれている。

Ⅸ カウンセリング

国際研修局のカウンセリング課は技術研修中に決まつて起る技術関係以外の問題について援助するために設置されたものである。問題としては例えば健康、社会、文化的困難、研修の早期切り上げ、研修プログラム完了時に本国への帰国を逸したこと等の問題を含んでおり、その様な問題は研修プログ

ラムにとつて非常な脅威であり、あるいはそれを無役にすることもありうる。

カウンセリング機能の集中化は、問題の早期解決あるいは緩和のためにも A I D 規則の解決・実施の統一のためにも、訓練された、経験豊かなスタッフを迅速に配しうる。経験と事例の蓄積により A I D の方針、手続の改正の必要性の示唆を得る中心点ともなる。

X 効果測定

A. 研修員研修プログラムの効果測定調査

帰国研修員、研修員の直接の上司及びその研修員を知っており且つ経歴をも知っている A I D ミッションの技術者との面接を通じて研修員の研修プログラムに関する効果測定調査を実施して来ている。面接、略号、表作成法は各国のデータが比較出来、国別報告のための基礎として役立つのみならず地域別、全体分析の目的にも利用されうるように標準化されている。現在、30カ国でこの調査を実施し、その内19カ国が国別報告書を出版あるいは印刷中であり、その他は準備中である。地域別分析報告は印刷するばかりになっている。

B. 帰国研修員のフォローアップ

個々の研修員との関係は帰国とともに消えるものではないと信じる。海外研修から十分な利益を引出すためには、研修と専門的刺激が帰国後の日常業務の中で継続されることが必須である。さもなければ期待される海外研修の利益の一部又は全部を認識され得ないかも知れない。

帰国研修員のフォローアップは研修の必須の部分をし、その中に統合される。このプログラムの目的は次の様なものである。

- (1) U.S. あるいは第三国において A I D 援助の研修で得た技術的・管理的知識を発展拡大させ、他に伝達するに際して帰国研修員を援助すること。
 - (2) その国の社会経済開発に必須である姿勢及び価値を紹介すること。
 - (3) U.S. 国民、文化、政策及び制度について研修員の理解を広げること。
- フォローアップ事業を効果的に行なうためその事業はその国の政府及び社会の姿勢、

U S 対 外 援 目 的 ， A I D 一 般 状 況 に 応 じ た も の と し て い る 。 こ の 事 業 の 主 な も の は 次 の 通 り で あ る 。

- (1) 帰 国 研 修 員 と の 連 絡 の 継 続
- (2) ア メ リ カ の 学 会 へ の 加 入 の 奨 励 と 延 長
- (3) 会 議 ， 現 場 研 修 ， セ ミ ナ ー 開 催
- (4) 通 信 コ ー ス に よ る 補 足 研 修
- (5) 技 術 書 配 布 サ ー ビ ス の 手 配
- (6) 同 窓 会 (一 般 ， 専 門) の 結 成 と 補 助
- (7) ニ ュ ー ズ レ タ ー ， 専 門 誌 の 出 版
- (8) 終 了 証 書 の 授 与
- (9) 英 語 リ フ レ ッ シ ャ ー コ ー ス の 開 設
- (10) 研 修 員 名 簿 の 出 版
- (11) 新 研 修 員 に 対 す る オ リ エ ン テ ー シ ョ ン に お け る 帰 国 研 修 員 の 利 用

経 験 に よ り ， フ ォ ー ロ ー ア ッ プ プ ロ グ ラ ム の 成 功 は 適 切 な 手 続 に 基 づ い た 十 分 に 目 的 の あ る 計 画 が ど う か に か っ て い る こ と が わ か っ て い る 。 帰 国 研 修 員 の フ ォ ー ロ ー ア ッ プ は 原 則 的 に は そ の 国 の A I D ミ ッ シ ョ ン 所 属 の 技 術 ア ド バ イ ザ ー の 責 任 と な っ て い る 。 技 術 者 が 配 属 さ れ て い な い ミ ッ シ ョ ン で は 研 修 員 ， 研 修 職 員 の 居 な い ミ ッ シ ョ ン で は ， プ ロ グ ラ ム 職 員 に よ る 。 現 在 ， A I D フ ォ ー ロ ー ア ッ プ プ ロ グ ラ ム は 約 6 5 , 0 0 0 人 の 帰 国 研 修 員 を カ バ ー し て い る 。

附

ベルギーの「開発途上国に対する
協力機構に関する勅令」

ベルギーの「開業途上国への協力
要員に関する法令についての勅令」

... (faint text) ...
... (faint text) ...
... (faint text) ...
... (faint text) ...

開発途上国に対する協力機構に関する勅令

1962年1月15日

前文 省略

第1章 開発協力機関

第1条 次の機関を設置する。

- (1) 開発協力閣僚委員会(以下「委員会」という。)
- (2) 開発協力諮問評議会(以下「評議会」という。)
- (3) 開発協力事務局(以下「事務局」という。)

第2章 開発協力閣僚委員会

第2条 委員会は、開発協力についての国の全般的政策を決定し且つその実施を監督する。委員会は、関係者の当該業務を最終的に調整する。

第3条 委員会は、開発途上国に対する協力についての全般的政策に関する法律の草案及び勅令案を審査する。

第4条 委員会は、財政委員会のために、開発協力に関する予算案を作成する。

第5条 各大臣は、開発協力に関する省内のすべての業務を委員会に通報する。

各大臣は、委員会がその業務のため要請する情報を提供する。

第6条 委員会は、総理大臣及び科学的政策、即ち、外務、大蔵、貿易、技術援助、国民教育及び文化を担当する各大臣からなる。

総理大臣は、その他の大臣で、委員会の審議の対象となる問題に関係する大臣をその審議に参加するように招聘することができる。

第7条 委員会は、総理大臣が主率する。総理大臣が不在の場合は、副総理大臣又は技術援助担当大臣が主率する。

第8条 委員会の事務局長及び次長は、総理大臣が任命する。

第3章 開発協力評議会

第9条 評議会は、諮問の任務を負う。評議会は、委員会に開発協力についての政策の基本的要素を提供する。

委員会は、主として次の任務を負う。

- (1) 開発協力の全般的計画についての審議及び実施方式の提案。
- (2) 技術援助担当大臣の要請に基づき、第3条に定める法律案及び勅令案並びに第4条に定める予算案に関し、委員会に対する意見具申。
- (3) 開発協力のための政府及び民間機関の業務の促進及びその目的達成のための方法及び措置の研究。

第10条 評議会は、開発途上国に対する協力に関するあらゆる問題について希望を述べ、勧告することができる。

その希望及び勧告は、技術援助担当大臣に通達され、大臣が委員会に伝達する。

第11条 評議会は、開発途上国に対する協力に関し、政府が行なった決定の実施について通報をうける。

第12条 評議会は、毎年、開発協力に関し国が実施した業務、特にその業務に当てられた政府及び民間資金の額について報告書を作成する。

その報告書は、10月1日に、技術援助担当大臣に提供され、大臣は、委員会及び議会に伝達する。また、大臣は、その配布の留保を決定する。

第13条 評議会は、適当と判断した場合には、決定された問題について特別報告書を作成することができる。

その報告書は、技術協力担当大臣に提出され、大臣は、それを委員会に伝達する。また、大臣は、その配布の留保を決定する。

第14条 任務の範囲内において、評議会は、開発協力に関係のあるすべての行政機関と協議することができる。これら行政機関は、その目的に必要な協力を評議会に提供する。

評議会は、また、開発協力に関係のある民間機関と連絡することができる。評議会は、必要とする協力の提供をそれら機関に要請する。

第15条 評議会は、意見の収集を望む場合には、あらゆる人の意見を聞くことができる。

第16条 評議会は、1名の議長及び14名の評議員により構成される。

議長は、3年の任期をもち、技術援助担当大臣の提案及び各大臣が評議会において審議した、国王により任命される。

評議員は、6年の任期をもち、委員会と協議のうえ、国王により任命さ

れる。

評議会は、評議員の中から2名の副議長を指名する。

評議会は、事務局長により補佐される。

第17条 議長及び評議員の委任は、更新することができる。委任のための
年齢制限は、65才とする。後任者は、前任の議長又は評議員の任期を完
了する。

第18条 評議会のメンバーは、開発協力に関係のある機関の代表者の中か
ら任命される。特に、経済、社会分野、高等教育・科学研究機関及び慈善・
文化団体の代表者の中から選ばれる。

評議会のメンバーは、その所属機関の委任者又は代表者としてではなく、
個人の資格で評議会に出席する。

第19条 議長、2名の副議長及び事務局長が、評議会の執行部を構成する。

第20条 執行部は、評議会に提出する事項を準備し、その決定の実施を監
督する。

評議会は、事務局に、その他の職務を委任することができる。

第21条 評議会は、作業グループを結成することができ且つその任務及び
構成を決定する。

そのグループは、評議員の中から又は他から、評議会により指名される
者により構成される。グループは、評議会の定めるローテーションの規制
に従がい、そのグループに参加している評議員により主宰される。

第22条 事務局長は、評議会、執行部及び第21条に規定されている作業
グループの官房を確保する。

第23条 評議会は、その規則により、職務実施方法を決定する。

その規則は、国王の承認を受ける。

第24条 評議会、執行部及び第21条に規定される作業グループのメンバ
ーに支給される出席手当、その他の諸手当、旅費、日当等の額は、国王が
定める。

第25条 評議会、執行部及び作業部会のメンバーは、職務上知り得た秘密
事項を漏らしてはならない。

この禁止事項は、職務を離れたメンバーについても適用する。

第4章 開発協力事務局

第26条 事務局は、技術協力担当大臣の直轄下におかれ、次の事項を担当する。

- (1) ベルギー人専門家及び技術者の募集、選考、養成及び派遣前準備並びに開発協力の範囲内で実施すべき派遣業務。
- (2) ベルギーにおける研究及び研修のために来る外国人の招聘、受入及び滞在に関する業務。
- (3) 開発途上国又は国際機関と締結したプロジェクトの実施に関する協力内容の実施の調整業務。
- (4) 直接の利益のない公共、社会又は教育の下部構造への投資又はパイロット設備の性格を有する工業若しくは農業を対象に、開発途上国に対する設備・機材の供与業務。

第27条 事務局長は、事務局の人事並びに業務及び事務局の任務遂行に必要な活動を統括する。

第28条 事務局は、開発協力に関係をもつ行政機関と密接に協力する。それらの行政機関は、事務局に協力を提供する。

事務局は、開発協力に関係をもつ公的及び私的機関と協力する。事務局は、それらの機関に対して必要な協力の提供を要請する。

第5章 総則及び附則

第29条 この法令は、Moniteur Belge に公表する日に発効する。

第30条 総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、内務・公共事業大臣、貿易・技術援助大臣、国民教育・文化副大臣が、この法令の実施に責任をもつ。

開発途上国への協力要員に関する法令についての勅令

1967年4月10日

前文 省略

第I編 協力官の制度に関する法令

第I部 協力官

第1条 この法令は、協力要員として任命される者に適用する。

アフリカに対する要員に関する法律(1964年5月21日)による要員も含む。但し、1960年6月30日現在任務中であって、アフリカ行政官、教育・司法・警察関係者及び補充協力官に関する法令についての勅令(1960年6月28日)第8条第2項に基づき公務についている者を除く。

協力要員とは、協力官及び補充協力官をいう。

協力官とは、国王が定める長期の任務に任命される者をいう。

補充協力官とは、それ以外に任命される者をいう。

協力官及び補充協力官は、大臣が任命する。

協力官は、この法令の第69条～76条及び第115条に定める期間任命される。

補充協力官は、空席補充のためあるいは期間の定まった一定の任務を遂行するため募集されるもので、一定期間任命されるほか、任命書に定められた期間任命される場合もある。

第2条 協力官は、部門別の各等級に格付けされる。

別表1の通り、4部門3等級に分かれている。

第II部 補充協力官及び協力官の資格と任命

第I章 補充協力官の募集

第3条 協力要員は、補充協力官の資格で募集される。

1919年8月3日付及び1947年5月27日付の法律による優先権は、協力業務につく者には援用しない。

第4条 募集は Moniteur Belge により応募者を募る。募集に際し、大臣は、業務内容、応募資格、職業経験等の応募条件を明示する。

期間6カ月未満の補充協力官の募集については、公募を必要としない。

第5条 応募者は、次の条件を満たすこと。

- (1) ベルギー人であること。
- (2) 品行方正であること。
- (3) 市民権及び参政権を有すること。
- (4) 軍法による軍役を完了していること又は同法16条による軍役免除の適用をうけていること。
- (5) 21才以上であること。
- (6) 必要な資格及び職業経験を有すること。
- (7) 健康であること。
- (8) 一定の形式に従がい、期間内に応募手続を行なうこと。
- (9) 公募に定める授業、セミナー、会議に出たこと又は大臣若しくはその代理によりそれらを免除されていること。

第6条 補充協力官の任命のための審査は、選考委員会がこれを行なう。

期間6カ月未満の補充協力官を任命する場合には、選考委員会による決定を必要としない。選考委員会の構成、運営方法、審査手続は、国王が定める。

第7条 補充協力官の任命は、その誓約の日が発効する。

誓約は、1831年7月20日の勅令第2条に定める様式に従い、大臣又はその代理の両手の中で行なわれる。

第II章 長期雇用の任命

第8条 協力官の資格は、長期雇用枠に欠員が存する場合にのみ与えられる。

その欠員は、大臣が発表する。

第9条 第13条第3項に定める場合を除き、長期雇用の任命は、補充協力官として業務を遂行し且つ一定の任命条件を満たす者に対してなされる。

その任命は、Muniteur Belgeによる公募より優先する。

募集に際し、大臣は、業務内容、応募資格、職業経験等の応募条件を明示する。

第10条 長期雇用応募者は、次の条件を満たすこと。

- (1) ベルギー人であること。

- (2) 品行方正であること。
- (3) 市民権及び参政権を有すること。
- (4) 必要な資格及び職業経験を有すること。
- (5) 4年以上の補充協力官の資格を有すること。
- (6) 有利な報告の対象となったこと。
- (7) 一定の形式に従がい、期間内に応募手続を行なうこと。
- (8) 任命試験に合格し、欠員がある場合の任用名簿に記載を認められる成績をおさめたこと。
- (9) 健康であること。

第11条 大臣は、第10条第6号に規定する報告の作成についての手続を定める。不利な報告の対象となった者は、その決定に対し上訴することができる。上訴は、あらかじめ上訴院の意見を求めるために付託される。大臣は、その他の控訴手続の規定を定める。

第12条 第10条第8号の任命試験は、一般常識部門と専門部門からなる。一般常識部門の試験は、応募者の精神熟度および開発問題に対する適合性を判断するためのものであり、専門部門の試験は、応募者が課せられた任務を十二分に実施するに必要とする知識および能力を有しているか否かを評価するためのものである。

大臣は、公共事業担当大臣と協議のうえ、試験問題を定める。

任命試験は、募集常駐事務局と協力して行なわれる。

第13条 任命試験に合格した応募者は、任用名簿に記載されない場合には、その成績による特権は保持され、任用待機名簿に登録される。

同一任務に欠員が生じた場合には、任命試験の順位および成績を尊重し、任用待機名簿に登録されている者が任命される。

協力事業の都合若くは健康上の都合からその任務を中止した補充協力官については、任務を中止した日から3年を経過していず且つ長期雇用に必要な条件を満たしている場合には、上記条件で任命することができる。

第14条 協力官に任命されるための補充協力官の最低経験数の計算には、待遇上の関係期間も考慮される。

第15条 1960年6月30日以前のアフリカの要員としての経験は、

1964年5月21日付のアフリカの要員調整関係法により、補充協力官が長期雇用の枠に達するに必要な最低経験数から最大限2カ年が控除される。

その他、第89条に規定する者が1960年6月30日以降従事した協力事務もその最低年限の計算に加算される。

前2項に述べた経験年数は、第95条により計算する。

第16条 応募者は、任用名簿に記載のための任命試験の最終日に欠員のある任務の協力官に任命される。

任命試験時に任用名簿に記載されず、第13条により任用待機名簿に登録された者は、新規欠員が *Moniteur Belge* に発表される日において協力官に任命される。

第三部 業務の開始と実施

第1章 業務の開始

第17条 協力官の業務開始日は、大臣若くはその代理が定めた、開発途上国においてその任期を開始する日、又は任期開始前に任務を課せられた場合は、その任務開始のため定められた日とする。

第2章 業務の実施

第18条 協力官は、大臣又はその代理が定めた開発途上国における業務を実施する。

任命書に、別に規定がなければ、補充協力官を、どの開発途上国へでも任命してよい。

協力官は、常にどの開発途上国へでも任命してよい。

第19条 協力官は、協力の必要から大臣又はその代理により特命をうけた任務を例外的に開発途上国以外で業務を実施することもある。大臣又はその代理は、当該任務の開始日及び終了日を定める。

第20条 協力官は、大臣又はその代理の支配下におかれる。

協力官は、その指揮実施が全面的あるいは部分的にベルギーの協力によるプログラムあるいはプロジェクトの実施に際しては、政府あるいは地方自治体に属する行政、事業、組織あるいは制度内で業務を実施するため、開発途上国の政府に配属される。

いずれの場合も、業務実施の条件、義務及び関係特別細目は、プログラム及びプロジェクトあるいは配属に関し、ベルギー国が締結する条約、協定又は取極により明確にする。

条約、協定又は取極は、関係者に通達される。

第IV部 任 期

第21条 開発途上国への任命は、すべて任期を定めている。

任期は協力官が、任期開始日においてベルギー国内にある場合はその出発日から、その他の場合は任命書に記載されている一定の日からとする。

任期は、協力官がベルギーに帰着する日までとする。

大臣又はその代理は、協力官のベルギー出発日及び帰国日を定める。

第22条 第20条に規定する条約、協定及び取極による契約とは別に、任期については次の通り定める。

1. 行政業務実施のため任命される協力官に関しては、その任期は2カ年とし、3カ月間の範囲で短縮又は延長することができる。但し、関係者の同意により、最大限1カ年間まで延長することができる。

短縮及び延長は、関係者の要請に基づき決定される。

2. 教育業務実施のため任命される協力官に関しては、その任期は1学年又は一定のアカデミー期間とし、3カ月間の範囲で短縮又は延長することができる。但し、関係者の同意により2学年間に延長することができる。

短縮及び延長は、関係者の要請に基づき決定される。

大臣又はその代理は、協力官が1学年あるいは一定のアカデミー期間を終了したと考えられる時に評価する。

3. 代理期間あるいは一定期間において業務実施のため任命された協力官については、その任期は、その都度、任命書で定められる。

第23条 帰国を必要とする病気若しくは障害、安全保障上又は協力事業上の理由により退職を余儀なくされる場合には、通常の任期又は短縮若しくは延長した任期終了前に任期を終了することができる。

病気により帰国する場合は、大臣又はその代理の同意を得た医師の診断書による証明を必要とする。

安全保障上又は協力事業上の理由による退職の必要性は、大臣又はその代理が決定する。

第24条 職業的若しくは道徳的不適格又は懲罰のため退職を余儀なくされる場合には、通常の任期又は短縮若しくは延長した任期終了前に任期を終了することができる。

上記理由に係る退職の必要性は、大臣又はその代理が決定する。

懲罰行為が発生した限りにおいては、そのために協力官を退職させることはできない。職業的又は道徳的不適格のための解雇に関する書類が作成された限りにおいては、そのために協力官を退職させることはできない。

第25条 通常の任期又は短縮若しくは延長した任期は、帰国の日まで延長される。

第26条 任務活動に要した期間は、任期の計算に考慮される。

第V部 行政上の地位

第1章 総 則

第27条 協力官の行政上の地位は、次のとおりである。

1. 任務活動
2. 業務停止
3. 配属待機

第2章 任務活動

第28条 業務停止又は配属待機の地位にない協力官は、すべて任務活動中と見なす。

第3章 業務停止

第29条 不測の懲罰を受けていず、病気又は不可抗力による原因なくして、任務を開始せず又は中断した場合には、協力官は、その業務を停止される。

病気については、診断書により証明されなければならない。病気が任期の初期に発生した場合には、協力官の健康診断に関し資格を有する医療センターの長による証明又は確認を必要とする。

不可抗力の理由については、大臣又はその代理が認定する。

業務停止は、協力官の個人的便宜上の理由によりその要請に基づき、承認されることができる。

業務停止の開始日及び終了日については、大臣又はその代理がこれを定める。

第4章 配属待機

第30条 任期終了時に、協力官は、配属待機の地位におかれる。

代理期間あるいは一定期間において業務実施のため任命された補充協力官については、配属待機期間は、継続して勤務した期間の12分の1相当期間とする。

その他の協力官については、その配属待機期間は、最短及び最長期間が定められている。

第31条 配属待機の最短期間は、継続して勤務した期間の12分の1相当期間とする。

配属待機の最長期間は、原則として次のとおりとする。

- 任期12カ月未満の場合は2カ月間。
- 任期12カ月以上18カ月未満の場合は3カ月間。
- 任期18カ月以上24カ月未満の場合は4カ月間。
- 任期24カ月以上の場合は6カ月間。

任期を継続する場合には、配属待機の計算に際し、合算される。

第32条 配属待機期間は、一時的な不健康を理由とする場合、大臣又はその代理の承認を得て延長することができる。

その延長期間は、協力官については12カ月、補充協力官については6カ月を超えることはできない。

一時的な不健康は、協力官の健康診断に関し資格を有する医療センターの長による証明を必要とする。

第33条 大臣又はその代理は、任務の都合により、配属待機期間を延長することができる。

その延長期間は、協力官については12カ月、補充協力官については6カ月を超えることはできない。

第34条 職務が縮小される時あるいは定員削減の結果、業務の廃止を目的に、協力官の配属待機期間は、12カ月に延長される。

その延長は、他の理由による継続している配属待機期間の延長を含む。

第35条 任務上の理由あるいは一時的な不健康による配属待機期間の継続的延長は、ともに、協力官については12カ月、補充協力官については6カ月を超えることはできない。

第36条 技術協力自体の必要性又は健康上の理由により任期中を中止した補充協力官は、その配属待機期間について、最短期間3カ月最長期間12カ月を限度として、1年の経験につき1カ月を加算されることができる。その経験年数は、第14条及び第95条による方法で計算される。但し、1960年6月30日以前の経験年数は考慮されない。

その延長は、他の理由による継続している配属待機期間の延長を含む。

但し、第64条第2項による延長期間満了にともない任務を終了した補充協力官については、その配属待機期間は、合計6カ月未滿とすることはできない。

第37条 必要な資格条件を満たし且つ健康な補充協力官は、配属待機期間及びその延長期間中において、再配属の優先権を有する。

その優先権は、代理期間を除き、補充協力官として従事していた職務への再配属のみに関するものである。

それは、被援助国と締結した条約、協定又は取極めの限度内で認められる。

優先権は、配属待機とされる前に公募された募集について採用されようと妨害を試みた者に対しては適用されない。

優先順位は、大臣が定めた基準及び様式に従い、経験、人物書及び年令により業務別に決定する。

再配属を拒否した協力官は、優先権を失う。

第38条 最初の任期中において定められた出発日が延期された場合には、協力官は、予備的地位として2カ月を限度に配属待機の位置に置かれる。

任務開始前に任務の開始のため定められた日が延期された場合も同様とする。

配属待機の延長としうる理由のいずれかが発生した場合には、延長のため定められた制限と条件内において、最長限2カ月間の延長をすることができる。

第VI部 義務及び兼職禁止

第39条 開発途上国のためにベルギーが実施している協力事業の枠内において、協力官は、誠実、献身、公正及び尊敬をもって任務を遂行する。

協力官に属する任務は、純粋に技術的なものである。

協力官は、任国の内政問題及び外交問題に介入することは慎まなければならない。

第40条 協力官は、上司から与えられた指示及び指令に従い、業務命令を自ら且つ良心的に実施しなければならない。

協力官は、任命されたプログラム若しくはプロジェクトに関する又は業務を実施する国の政府の配属に関する条約、協定又は取極に規定する義務に従わなくてはならない。

第41条 協力官は、指令及び責任を任された任務の円滑なる運営については上司と対等である。

上司は、その与えた命令については責任をもつ。

第42条 協力官は、ベルギーの憲法及び法律に反する活動、即ち国家独立の破壊を求めたり、ベルギーの国家防衛又は安全保障条約実施に危険をもたらす活動を行なってはならない。また、同様な活動を行なっている運動、集団又は機関に参加したり、協力を提供してはならない。

協力官は、職務上知りえた秘密事項を漏えいしてはならない。この禁止事項は、その業務を終了した協力官にも適用する。

第43条 協力官は、上司、同僚若しくは部下との業務関係において、また、一般との関係において、厳格に礼儀を守らねばならない。協力官は、任務上の利益を追求する限りにおいて相互に協力しあわねばならない。

協力官は、個人生活及び業務に関して、一般の信頼を傷つけたり職務の名誉又は尊敬を汚す行為を避けなければならない。

第44条 協力官は、自己の業務外においても、前条の理由において、直接又は間接に贈与、報償又は何らかの便宜を懇請、要請又は受領してはならない。

第45条 協力という任務の性格上、協力官及びその配偶者は、業務の義務遂行の妨げになるあるいは尊敬に反する職業についてはならない。

第46条 その配偶者が会社の管理を含む利益のある職業に従事している協力官は、直ちに大臣又はその代理に報告しなければならない。

第47条 利益を追求する私的事業における委任又は業務は、たとえ無報酬でも、協力という任務に相反すると見なす。

但し、前項の規定は、無能力者の保護及び財産管理並びに私企業の管理部門における実施の委任には適用されない。

本条に反する場合、それが家族の利益管理に係わるときは、書面による要請に基づき、大臣又はその代理は、それを承認することができる。

公職兼任に関する1935年2月5日の勅令に規定されている場合については、閣議審議によってのみ承認される。

第48条 第39条から第47条までに關する違反は、刑法の適用を受けることなく、事項に応じ、第55条に規定する懲罰をうける。

第七部 人物書

第49条 協力官は、人物書を提出する義務を負う。

人物書は、協力官の評価及び適正、能率並びに業績に關し、管理を容易にするものとなる。

第50条 協力官は、人物書を検べることができる。

この書類には、評価に役立つ詳細な事実及び証明事項を含んでいる。

但し、これらの事項は、業務の実施又は業務関係の個人生活に關する事項に限っている。関係者による確認の署名を必要とする。

第51条 直接の上司は、報告書において、各協力官の業務分担義務について評価した人物書を提出する。

報告書における評価の表示は次による。

秀。優。良。可。不可。

第52条 提出された人物書は、他の関係上司が再調査し、承認の署名をした後、最高責任者に付される。

第53条 記載者の案は、関係者に通達され、承認されなければならない。

そのことは、その案に一致しないすべての記載者に通知される。

第54条 大臣は、人物書に關し報告し、再調査し且つ承認の署名をし、最終的にその責任をもつ上司を指定する。

大臣は、人物書の報告の様式、人物書の記載手続及び控訴の手続を定める。

第Ⅶ部 懲罰制度

第55条 懲罰は次による。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 懲戒
- (4) 更迭
- (5) 3カ月を限度とし、一定期間の減俸
- (6) 免職

第56条 第55条第1号、2号及び3号の懲罰は、その協力官の上司が宣告できる。

その他の懲罰は、大臣が宣告する。第55条第4号及び5号の懲罰は、大臣の代理が宣告できる。

懲罰が権限を超える場合には、上司は仮りの懲罰を宣し、最寄りの当該懲罰を課する権限を有する当局に報告するとともにその宣告を移譲する。

懲罰が、第55条の第4号、第5号又は第6号の1に相当する場合には、協力官は、その判定に対し控訴することができる。その控訴は、あらかじめ控訴院の検討に付される。その控訴において意見を述べる資格を有する上司は、その時最終的に陳述する。

公職兼任に関する1935年2月5日の勅令の規定に違反した場合には、協力官は、停職となり、業務停止の行政的地位に置かれる。同勅令の再犯に関して定められている停職及び免職は、閣議審議の決議により宣告される。

第57条 いかなる懲罰も、文書により抗弁することができる関係者以外は、求刑及び判決することはできない。

第58条 ベルギーの司法権以前の懲罰行為は、その懲罰の手続及び宣告を停止される。

その行為の結果によらず、行政当局が懲罰適用の審判者となる。

第59条 大臣は、懲罰の手続及び控訴の規則及び様式を定める。

第IX部 任務の遂行及び終了

第60条 次の補充協力官は、予告なしに解雇される。

- (1) 正規の任命を受けていないもの。
- (2) 第5条第1号、3号及び4号に定める条件を満たさなくなったもの。
- (3) 認められた休暇の後において、正当な理由なくして、任務復帰を怠るもの。
- (4) 正当な理由なくして、職場を放棄し且つ10日を超える間欠勤したものの。
- (5) 配属待機期間の後において、正当な理由なくして、指定された日に任務に復帰しないもの。

解雇された協力官の任務は終了する。

—前第1号に規定する場合は、通告の日をもって。

—その他に規定する場合は、解雇の原因が発生した日をもって。

第61条 懲罰による免職及び解雇のほか、次により、補充協力官の任務を終了することができる。

1. 本人の要請によるとき。
2. 期限付任命である場合、その任命された任務の期間を全うしたとき。
3. 技術協力自体にその必要性が生じたとき。
4. 職業上又は道徳上不適格なとき。
5. 健康上の理由によるとき。

第62条 補充協力官は、いつでもその任務の終了を要請することができる。

任期中にその要請をした場合には、大臣又はその代理により決定された短縮を留保して、任務の全りを義務づけられている。

補充協力官は、自己の要請により、最後の任務に続く配属待機の最短期間の終了をもって任務を終了する。但し、その要請がこの期間の経過後に行なわれた場合には、要請がなされた日をもってその任務を終了する。

第63条 代理期間又は一定期間の任務を遂行するために任命された補充協力官は、指定された任期を全うした場合、任期後の配属待機期間終了時にその任務を終了する。

第64条 協力事業自体の必要性から、決定をもって又は職権をもって補充

協力官の任務を終了させることができる。

協力事業自体の必要からその業務を停止させられたと考えられる場合、補充協力官は、第36条第3項に規定する期限満了前に配属されないときは、任務上又は健康上の理由により、配属待機期間を3カ月間延長される。

第36条の規定による配属待機期間延長終了時に、協力事業自体の必要性の理由により、補充協力官の任務は終了する。

第65条 大臣は、補充協力官の勤務態度が満足のいくものでないと又はその行動が任務の本分に合致しないと判断する場合には、職業上又は道德上の不適格を理由に解雇することができる。

その場合は、最後の任期終了又は大臣若しくはその代理が短縮した任期の終了に続く最短の配属待機期間満了時にその任務を終了する。

但し、解雇決定が同期間経過後に通告された場合には、その通告の日をもって任務終了日とする。

職業上又は道德上の不適格による解雇は、控訴することを認められている。この控訴は、根拠のあるものでなければならない。この控訴は、控訴院において事前に検討される。

大臣は、控訴についてその他の規則及び手続を定める。

第66条 補充協力官は、任務復帰に耐えない病気又は廃疾状態になった場合には、健康上の理由によりその任務を終了する。この場合、復帰不適格期間は、一時的な不適格に認められている配属待機の最長延長期間より長い期間でなければならない。

健康上の理由による場合には、補充協力官は、第36条において認められている配属待機期間の延長期間終了時に、その任務を終了する。

任務復帰不適格は、協力官の健康診断をする資格を有する医療センターの長がこれを証明する。

任務復帰不適格は、一時的な復帰不適格のための配属待機期間延長の当初3カ月内に証明されなければならない。

第67条 大臣が補充協力官を免職する場合には、最後の任期又は大臣若しくはその代理により短縮された任期の満了時にその任務を終了する。

但し、配属待機期間中に免職を通告された場合には、その通告の日をも

って任務を終了する。

第68条 任務を終了していない場合においても、職業上又は道德上の不適格、懲罰免職又は辞職、業務中断の発生、その他の理由により、補充協力官の解雇を行なうことができる。

この場合、任務終了の日の決定には、職業上若しくは道德上の不適格又は懲罰免職若しくは辞職の場合に定められている規定を適用する。

第69条 懲罰免職及び辞職のほか、次により、協力官の任務を終了することができる。

1. 本人の要請による時。
2. 通常の又は延長された在職期間を終了したとき。
3. 職務の廃止による時。
4. 職業上又は道德上不適格なとき。
5. 健康上の理由による時。
6. 年齢制限による時。

第70条 協力官の在職期間は、原則として14年とする。

任期中にこの制限に達した場合には、任期を全うするために必要な期間延長する。

大臣又はその代理は、協力官の要請に基づき、追加任期のため在職期間を延長することができる。その延長は、更新することができる。

承認された延長は、進行中の任務を全うするために必要な期間である場合においても、総計24年を超える在職期間とすることはできない。

経験年数の計算の対象となった任務は、第14条及び第95条に定められた方法により、在職期間の計算に算定される。

第71条 在職期間を終了した協力官は、最後の任期に続く延長のない最長の配属待機期間を満了した時、その任務を終了する。

第72条 協力官の職務の廃止又は縮少の結果、任務待機がも早や必要ではなくなった場合には、協力官の任務は終了する。

この場合、第34条の規定により認められている、職務の廃止のための配属待機期間延長が満了した時に、その任務を終了する。

大臣は、本条の実施細則を定める。

第73条 協力官は、任務復帰に不適格な病気又は廃疾状態になった場合には、健康上の理由によりその任務を終了する。この復帰不適格期間は、一時的な不適格に認められている配属待機期間の最長延長期間より長い期間でなければならない。

この場合、協力官は、最長延長期間満了時にその任務を終了する。

任務復帰不適格は、協力官の健康診断に資格を有する医療センターの長が証明する。

第74条 年齢制限は、65才とする。

協力官は、任務開始後配属待機の延長のない最長期間終了前においてこの制限に達した場合には、その最長期間の終了時に任務を終了する。

配属待機延長期間中に、その制限に達した場合には、更に延長することなく、その配属待機延長期間終了時に、任務を終了する。

第75条 協力官の要請、職業上若しくは道德上の不適格、免職又は辞職による任務終了については、補充協力官に対するそれらに関する規定を適用する。

第76条 技術協力要員の任務の終了は、大臣が定める。

第77条 補充協力官又は協力官が、その要請又は職業上若しくは道德上の不適格のために任務を終了する場合には、最短配属待機期間を超える期間について支払われた金額は、払戻さなければならない。

補充協力官又は協力官が、免職又は辞職により任務を終了する場合には、最後の任期を超える期間について支払われた金額は、払戻さなければならない。

但し、社会保障に当てられるべき個人及び雇用主の拠出金の払込みは、任務終了日までとする。

第II編 協力官の給与等に関する法令

第I部 給与等並びにカテゴリー及び
等級の変更に関する法令

第1章 制 度

第78条 第2条の各部門は、更に3等級に分類された俸給表による。

各等級の年間基本給は、別表Iによる。俸給は、王国の総合小売物価指数に関する各種規定を統合した1960年4月12日の法律に定めるこの指数に関する規定による。

第79条 徴募の際に、協力官は、学校のディプロマ、免状若しくは証書又はベルギー公職における獲得した地位に基づいて、別表IIの俸給の等級にあてはめられる。

例外として且つ第6条による選考委員会の意見に従がい、その者が最大限7年の職業経験を有し且つ職業上相当の水準に達していると思なされる場合には、大臣は、ベルギーの公職以外の職業に従事していた者について、前項による格付結果によらないことができる。

第80条

1. 徴募の際に、第4、第3及び第2部門の第1等級に格付けされた協力官はその等級の基本給が割り合てられる。

その格付けが、学校のディプロマ、免状又は証書に基づいて行なわれた場合には、大臣は技術協力の枠に許可される以前の職業上の経験又は専門に対して基本給の3.5%の割増しを1以上授与することができる。職業上の経験又は専門に対する割増しの数は、6を超えることはできない。大臣は、授与の条件を定める。

但し、その格付けがベルギーの公職において獲得した地位に基づいてなされる場合には、少なくともその公職で得た最後の俸給が与えられる。

2. 徴募の際に、その部門の俸給の第2又は第3等級に格付けされる協力官及び第1部門の第1等級に格付けされる協力官は、その等級に相応する俸給が割り当てられ且つ別表Iの第4欄の追加給が与えられる。

但し、その格付けがベルギーの公職において獲得した地位に基づいてなされる場合には、少なくともその公職で得た最後の俸給が与えられる。

第81条 協力官は、1月1日に、第83条の1及び第92条で定められている条件で部門又は等級の変更がない場合には、格付けされている等級の基本給の3.5%の昇給を得る。

第82条 第83条に規定される場合を除き、協力官は、徴募の際に格付けされた部門にとどまる。

第83条

1. 少なくとも7年間にわたり第2部門にとどまっている協力官は、その専門とする業務と第1部門の業務が同様のものである限りにおいて、大臣の選考により、第1部門に昇進しうる。

第1部門への昇進は、特別審査の結果に基づき、1月1日、大臣の同意を得て行なわれる。大臣は、特別審査のプログラム、条件及び構成について定める。

2. 当初に格付けされた部門よりも上級の部門への移行は、前項の場合を除いては、当初の格付け以後において新しいディプロマ、免状若しくは証書を取得した場合又はベルギーの公職における任命若しくは昇進を得たときで且つそれが徴募の際の規定により上級の部門に格付けされうる場合に限り、行なわれる。

第84条

1. 第83条の1の規定を適用する場合には、協力官は第1部門に昇進し、同部門第1等級相当の基本給が割当てられ、且つ別表Iの第4欄の追加給が与えられる。

但し、その俸給は、第2部門で得ていた俸給に第1部門第1等級の基本給の3.5%を追加した額より少額であってはならない。

2. 第83条の2の規定を適用する場合には、協力官は、上級の部門に格付けされ、第80条に規定され且つ新部門で割当てられた等級に相応する俸給及び第81条の規定の適用によって従前に格付けられた部門で与えられていた年昇給額が与えられる。

但し、上級部門への移行が、ベルギーの公職における任命又は昇進により行なわれる場合には、協力官は、少なくとも、ベルギーの公職における新しい地位において得られる俸給が与えられる。

第85条

1. 徴募の際に、各部門の第1等級に格付けされる協力官は、その等級において少なくとも7年間立派に任務を遂行した場合には、1月1日に、同部門の第2等級に自動的に移行する。

第2等級に格付けされている協力官は、その等級において少なくとも7年間立派に職務を遂行した場合には、1月1日に、同部門の第3等級に自動的に移行する。

2. 同一部門における上級への移行は、上位部門への移行に関する第23条の2及び第84条の2の規定と同様の場合及び条件において行なわれることができる。

第86条 第83条の2及び第85条の2に基づく上位部門又は上級への移行は、その者が、規定に示されている条件を満たした日に実施される。

第87条 第85条の1の適用により各部門の第2等級又は第3等級へ移行する場合には、協力官は、その等級に相当する基本給及び別表Iの第4欄の追加給が与えられる。

但し、新等級において与えられる俸給は、従前の等級による俸給に新等級の基本給の3.5%を追加した額より少額であってはならない。

第88条 第79条第1項、第80条の1の第2項及び同条の2の第2項、第83条の2、第84条の2及び第85条の2の規定並びに別表2を適用する場合に、ベルギーにおいて政府の補助金を受けている私立教育に従事している者は、ベルギーの公職にある協力官と同じ権利を与えられる。

第2章 アフリカに対する要員及び既に技術協力 に従事している者の従来の地位の変更 に関する特別規定

第89条 この部の第1章の規定に拘らず、1964年5月21日改正のアフリカに対する要員に関する法律の適用を受けている者及びこの規定が実施される以前に既に技術協力に従事していた者は、以前の規定による地位を別表2により変更することができる。

技術協力のための技術者及び専門家に対する待遇を定めた1963年8月16日の勅令又は発展途上国に居住するベルギー人の子弟を教育してい

る学校等に勤務することを命じられた者に対する待遇及び開発途上国において技術協力のため勤務することを命じられた者に対する待遇を定めた1964年7月6日の勅令の規定により任務についている者は、別表2の第5欄の適用をうける。

次の者は、別表2の第6欄の適用をうける。

- (1) 1964年5月21日の勅令の第1条及び第31条に規定される資格の1を有し且つコンゴ、ルワンダ又はブルンディにおいて勤務している者。
- (2) 技術協力のためコンゴにおいて勤務することを求められた者に対する特別措置をとる権限を貿易・技術協力大臣に与えることを定めた1962年11月6日の勅令及びコンゴにおいてベルギーの制度による教育の免除を貿易・技術協力大臣に指定された者に適用することを定めた暫定規定を含む1963年10月1日の勅令に定められている規定により勤務している者。
- (3) 技術協力のためルワンダ又はブルンディにおいて勤務することを求められたアフリカに対する要員の地位について定めた1963年1月7日の勅令の規定により勤務している者。

第90条 別表2の第6欄及び第91条のb)に示すアフリカに関する基本給は、毎年の昇給額を算定する基礎となる俸給である。

このアフリカに関する基本給は、旧領ベルギー領コンゴ及びルワンダ、ブルンディで適用していた旧生活指数の305～314.99に相当する。

第91条 この章の適用をうける協力官は、従前の規定による地位が変更される際に、第89条の規定の適用により格付けされる部門の等級に相当する俸給及び別表1の第4欄による追加が与えられる。

但し、その俸給及び第78条に規定する王国の小売物価指数との関連により定められた追加給の額は、次の額より少額であってはならない。

- a) 1963年8月16日の規則又は1964年7月6日の勅令の規定により最後まで勤務していた協力官については、その者が得ていた最後の俸給額に1967年1月1日における昇給額及びこの法律に定める小売物価指数との関連により生ずる追加額及び次の

係数を乗じて得た額を加えた額。

1963年8月16日の規則又は1964年7月6日の勅令の規定より第1等級に格付けされた協力官	1,020
” 第2等級 ”	1,028
” 第3等級 ”	1,214
” 第4等級 ”	1,156
” 第5等級 ”	1,171
” 第6等級 ”	1,000
” 第7等級 ”	1,169
” 第8等級 ”	1,195

この様にして得られた結果、3,525フランを追加する。

- b) 第89条第3項の規定により最後まで勤務していた協力官については、アフリカで得ていた最後の俸給の55%に旧領ベルギー領コンゴ及びブルワンダ・ブルンデイにおける生活費指数の適用による割増し額、1963年8月16日付の規則に定められている小売物価指数との関連により生ずる追加額及び次の係数を乗じて得た額を加えた額。

— 155,000フラン以上193,750フラン未満に等しいアフリカの基本給を得ていた協力官	1,042
— 193,750フラン以上232,500フラン未満 ”	1,028
— 232,500フラン以上294,500フラン未満 ”	1,214
— 294,500フラン以上341,000フラン未満 ”	1,156
— 341,000フラン以上403,000フラン未満 ”	1,171
— 403,000フラン以上465,000フラン未満 ”	1,000
— 465,000フラン以上542,500フラン未満 ”	1,169
— 542,500フラン以上に等しいアフリカの基本給を得ていた協力官	1,195

この様にして得られた結果、3,525フランを追加する。

この項の適用にあたり考慮されているアフリカに関する業務の最後の俸給は、1963年8月16日の規則の第26条に規定されている俸給をさす。

第92条 第89条の規定の適用により以前の規定により得た地位を変更する際に、各部門の第1等級に格付けされた協力官は、1月1日に、少なくとも7年間次の様な状態にある場合には、同一部門の第2等級に移行することができる。

- a) 第1等級にある場合。
- b) 第1等級にあって、従前の地位の変更に関する1963年8月16日の規則又は1964年7月6日の勅令の級にある場合。
- c) 1963年2月31日に7年の経験を有しない限りにおいて、第1等級又は前b)の適用を受ける級内において従前の地位の変更をする別表2の第6欄の適用をうける地位にいる場合。

その変更の際に、第2等級に格付けされた協力官は、1月1日に、少なくとも7年間次のような状態にある場合には、同一部門の第3等級に移行することができる。

- a) 第2等級にある場合。
- b) 第2等級にあって、従前の地位の変更に関する1963年8月16日の規則又は1964年7月6日の勅令の級にある場合。
- c) 1963年8月31日に7年の経験を有しない限りにおいて、第2等級又は前b)の適用を受ける級内において従前の地位の変更をする別表2の第6欄の適用をうける地位にいる場合。

この法令に基づいて遂行される任務は、立派な任務のみを対象としている。

第93条 以前の規定により得た地位の変更後において、第92条の規定の適用により同一部門の上級に移行される協力官は、その移行の際、新等級に相当する基本給及び別表Iの第4欄に示される追加給が与えられる。

但し、新等級のもとで与えられる俸給は、従前の等級で与えられていた額に新等級の基本給の3.5%に相当する昇給額を加えた額より少額であってはならない。

第94条 以前の規定により得た地位の変更により第2部分に格付けされた協力官は、第83条の1に規定する最低経験年数7年を算定するにあたり、1963年8月16日の規則若しくは1964年7月6日の勅令の規定に

より第3等級以上又は第89条第3項の規定による場合、232,500フラン以上のアフリカの基本給に相当する地位若しくは等級にあった期間を計算することができる。

第95条 第15条、第36条、第37条、第70条、第92条、第94条及び第115条の適用にあたり、俸給を得ていた期間又は俸給の前払いの権利を得ていた期間は、1963年8月16日の規則若しくは1964年7月6日の勅令の規定又は第89条第3項の規定により得た経験年数として計算される。

第36条、第81条、第85条及び第92条の適用にあたり、1960年6月30日以後において開発途上国において、地方政府、その附属事務所、事業、組織若しくは機関又は地方下部当局のために行なった職務は、大臣が協力業務に従事していたと見なす限りにおいて、経験年数の算定に計算される。

外国において公の任務を果すため又は国際委員会に席をおくために外務省又は貿易省から離れる委員、公務員及び協力官に対する滞在手当の支給に関し外務大臣及び貿易大臣に委任を認めた1948年12月17日の摂政法令に基づき、1960年6月30日以後協力のために行なわれた任務に対しても同様とする。

前2項の場合は、第85条及び第92条の規定の適用に関し、1963年8月31日以後の経験年数を考慮したものである。

第3章 第1章及び第2章の適用をうける協力官 に関する共通規定

第96条 協力官は、任務中の期間に対して任務給を得る権利を有する。

協力官は、配属待機期間に対して配属待機給を得る権利を有する。

協力官は、停職期間に対しては、何ら俸給を得る権利を有しない。

第97条 任務給は、第1章及び第2章で定められた俸給に係数を乗じて得た額とする。その係数は、内閣専門委員会の意見一致の後に大臣により、国毎に百分率の形で定められる。この結果生ずる追加給は、業務遂行上の困難及び開発途上国滞在による不便並びに海外において生活するにあたり必要な追加費用をまかなうことを目的としている。

その係数は、任国に応じて、任務中のすべての協力官の俸給に適用する。但し、前項の規定に拘らず

(1) 1962年4月30日改正の軍法の第16条の適用により、技術協力に従事することを理由に軍役を免除された協力官の任務給は、第1章及び第2章に規定する俸給の50%を減じた額とする。この減俸は、その任務の開始時に始まり、技術協力に従事して1年に達した月の翌月の1日に終了する。

但し、その減俸は、兵役免除のために必要とされる開発途上国における3年間の滞在期間が、前項に定める日以前に終了した場合には、その月の翌月の1日に終了する。

(2) 第55条の第5号に定められる懲罰の対象となった協力官の任務給は、その懲罰のために定められた期間、第1章及び第2章に定める俸給の50%を減じた額とする。

(3) この係数は、第19条に定めた任務期間中は適用しない。

第98条 配属待機給は、第1章及び第2章に定めた俸給とする。

但し、第55条第5号に定める懲罰の対象となった協力官の配属待機給は、その懲罰のために定められた期間、その俸給の50%を減じた額とする。

第99条 第100条の規定を条件として、任務給及び配属待機給は、ベルギーフランで、毎月1回、ベルギーにおいて請払いする。

協力官が死亡した場合には、当該月の俸給は、返還請求は行なわない。

第100条 任務期間に関する俸給は、第1章及び第2章に定められた俸給の40%相当額については、受取人のために、任務遂行している国の通貨で支払う。

この支払いは、上述の国において支払いの月前4半期間の終りに出されるベルギーフランの公定レートに基づいて毎月1回行なう。

この様な支払いは、ベルギーフランによるベルギーにおける購売力に等しい現地通貨による購売力を受取人に保証するために購買力の改善の係数を反映している。

この係数は、各4半期の末に出される物価表に基づいて、大臣が定める

方式により計算され、前4半期間の物価による前回の支払いの基礎となった係数と比べて5%以上の変動を示す場合に限り、物価表が出された次の4半期の現地通貨による月々の支払いに適用される。その条件に満たない場合には、前回の係数が適用される。

大臣は、この法令が実施に移行される4半期間の月々の支払いに、関しては、この係数の計算及び適用の方式を停止する。

協力官の要請により、第1章及び第2章で定める俸給の40%をこえ100%までの額を、同じ条件で清算することができる。その補足部分の清算の方式は、大臣又はその代理が定める。

第II部 家族手当

第101条 任務期間中及び配属待機期間中、協力官は、家族手当を与えられる。

家族手当の支給は、次のものを対象とする。

1. 配偶者。
2. 嫡出子、法的に認められた養子又は民法に従って認知した子。
3. 協力官の後見を受けている子。
4. 協力官の配偶者が前の結婚で設けた又は民法に従って認知した子。

子については、満21才に達しないもののみが対象となる。但し、勉学中の子、無報酬の見習期間中の子又は肉体的精神的に職業につく能力を有しない子については21才以上であっても対象とするが、25才以上の子は対象としない。

配偶者及び子が収入のある職業に従事する場合には、家族手当を停止する。

大臣又はその代理は、家族手当を得るために必要な文書手続を定める。

第102条 家族手当の月額は、配偶者1,000フラン、子1人の場合750フラン、子2人の場合1,750フラン、子3人の場合3,000フラン、子4人の場合4,500フラン、5人目から1人につき1,500フランとする。

この額は、第78条第3項に示す王国の総合小売物価指数に関する規定による。

任務中、家族手当は、第97条第1項及び第2項に定められた係数によ

より増額する家族手当は、毎月、ベルギーにおいてベルギーフランにより前払いする。

協力官が死亡した場合には、当該月の家族手当は、返還請求は行なわない。

大臣又はその代理は、一般規定又は特別規定により、配偶者及び子に家族手当を保証する適切な措置を講じる権限を有する。

第三部 特別手当、諸手当及び補償金

第103条 特別手当、上級職務手当及び補償金を協力官に支給することができる。

第104条 特別手当は、例外として、特別の資格を有する協力官に支給することができる。

特別手当の額は、人文学ディプロマ又は同等のもの及び第1級の上級技術教育ディプロマ又は同等のものを有する者に対してはその任務給の25%、4年以上の大学課程を完了したディプロマ又は同等のものを有する者に対しては50%並びに土木技師のディプロマ又は同等のものを有する者に対しては70%を越えないものとする。

大臣は、この制限内において、公共事業大臣及び大蔵大臣の同意を得て、特別手当の支給条件及び方式を定める。

第105条 任期中に、格付けされた通常の部門又は等級に相当する業務よりも上級の業務を実施する協力官は、実際に実施する業務に相当する等級の基本給と格付けされた等級の基本給の差額に等しい額の手当を支給される。この手当は、3ヶ月以上の間継続して上級の業務に従事した場合のみ認められる。

その手当は、第78条第3項に定められる王国の総合小売物価指数に関する規定による。

その手当の額は、第97条第1項及び第2項に定められた係数を乗じて得た額とする。

その手当の支給に関するその他の条件及び方式については、上級業務を実施する協力官を認める大臣又はその代理が定める。

第106条 補償金は、特別の負担又は危険に関して、一般又は特別の規定に従って支給することができる。

補償金は、外国において負う負担を補償する場合に、現地通貨により支給する。

補償金の支給額、条件及び他の方式については、大臣がこれを定める。

第Ⅳ部 旅 行

第107条 協力官及び家族手当の支給をうける家族は、協力官の管理上の又は緊急を要する医療上の理由により行なわれる旅行について、その旅費及び荷物運賃が支給される。

大臣は、支給の条件及び方式を定める。

第Ⅴ部 住 宅

第108条 大臣は、協力官が自分自身で家族手当の支給をうける家族のために住宅の提供をうける国を定める。

大臣は、その便宜供与の条件、制限及び方式を定める。

第Ⅵ部 社会保障に関する特権

第109条 協力官は、協力の任務期間中、海外での社会保障に関する1963年7月17日の法律に定められている社会保障制度に加入することを義務づけられている。

大臣は、任務の全期間又は一部期間、その義務に従わなくてもよい協力官について、これを決定する。

協力官及び家族手当の支給をうける家族について、社会保障、特に海外における業務の実施から生ずる健康及び事故に関する医療のいくつかの特権が認められている。大臣は、この特権の受益者の範囲並びに供与の条件、制限及び方式を決定する。

大臣は、保険及び海外の社会保障加入のために、俸給から控除される各人の掛金の額を定める。

第Ⅲ編 経過措置及び附則

第110条～119条 省 略

第120条 この法令は、1969年4月1日から施行する。以下略。

第121条 省 略。

別表I 給与表

(単位 ベルギーフラン)

部門	等級	基本給	追加給	俸給合計
4	1	88,400	—	88,400
	2	111,400	$6 \times (88,400 \times 3.5\%)$	129,964
	3	135,400	$6 \times (88,400 \times 3.5\%)$ $6 \times (111,400 \times 3.5\%)$	177,358
3	1	111,400	—	111,400
	2	117,400	$6 \times (111,400 \times 3.5\%)$	140,794
	3	135,400	$6 \times (111,400 \times 3.5\%)$ $6 \times (117,400 \times 3.5\%)$	183,448
2	1	159,400	—	159,400
	2	183,480	$6 \times (159,400 \times 3.5\%)$	216,954
	3	229,380	$6 \times (159,400 \times 3.5\%)$ $6 \times (183,480 \times 3.5\%)$	301,384
1	1	229,380	$6 \times (159,400 \times 3.5\%)$ $6 \times (183,480 \times 3.5\%)$	301,384
	2	310,980	$6 \times (229,380 \times 3.5\%)$	359,150
	3	359,940	$6 \times (229,380 \times 3.5\%)$ $6 \times (310,980 \times 3.5\%)$	473,415

別表II 徴募時の格付条件

F=ベルギーフラン

部門	等級	ディプロマ 免状 証書	ベルギーの公 職における地 位	任務についていた協力官	
				1963.8.16 又は 1964.7.6の 勅令により	1963.8.16 又は 1964.7.6前 の規則により
4	1	人文学及び同 等のもの	88400F以上 111400F未 満の給与を伴 なり地位	1等級の協力 官	155,000F以 上193,750F 未満のアフリ カの基本給を 伴なり地位又 は等級
	2				
	3				
3	1	1等の技術教 育のディプロ マ及び同等の もの	111400F以 上117400F 未満の給与を 伴なり地位	2等級の協力 官	193,750F以 上232,500F 未満のアフリ カの基本給を 伴なり地位又 は等級
	2		117400F以 上135400F 未満の給与を 伴なり地位		
	3		135,000F以 上159,400F 未満の給与を 伴なり地位		

2	1	4年以上の大学の課程を完了したディプロマ及び同等のもの	159400 F以上183480 F未満の給与を伴なり地位	3等級の協力官	232,500 F以上294,500 F未満のアフリカの基本給を伴なり地位又は等級
	2	土木技師，農業技師，医師のディプロマ及び同等のもの	183480 F以上229380 F未満の給与を伴なり地位	4等級の協力官	294,000 F以上341,000 F未満のアフリカの基本給を伴なり地位又は等級
	3			5等級の協力官	341,000 F以上403,000 F未満のアフリカの基本給を伴なり地位又は等級
1	1		229380 F以上310980 F未満の給与を伴なり地位	6等級の協力官	403,000 F以上465,000 F未満のアフリカの給与を伴なり地位又は等級
	2		310,980 F以上359,940 F未満の給与を伴なり地位	7等級の協力官	465,000 F以上542,500 F未満のアフリカの基本給を伴なり地位又は等級

	3		359,940 F 以上の給与を伴う地位	8 等級の協力官	542,500 F 以上のアフリカの基本給を伴う地位又は等級
--	---	--	----------------------	----------	--------------------------------

別 添 Questionnaire

11. 10. 1990

This form should be
completed in English

QUESTIONNAIRE ON TECHNICAL ASSISTANCE EXTENDED BY
DEVELOPED COUNTRIES TO THE DEVELOPING COUNTRIES

(Survey for the Overseas Technical Cooperation
Agency of the Japanese Government)

1. The term "organization" in this questionnaire means the organization that is in charge of executing the governmental technical cooperation programmes for the developing countries.
2. The term "trainees" in this questionnaire means technicians, experts, administrators or others who come from the developing countries to participate in technical training courses arranged by the governments of developed countries. It does not mean students who are attending undergraduate courses of universities.
3. The term "experts" in this questionnaire means specialists, advisors, operational personnel, teachers or associates of junior experts who are assigned to the developing countries under the governmental technical cooperation programmes. However, the term excludes those whose expenses are financed by the developing countries or by the international aid organizations. Also, all youth volunteers such as United States Peace Corps Volunteers are excluded.

I. ORGANIZATION

1. Name and address of the organization (Please state also any abbreviation)
 - (1) Name
 - (2) Year of foundation
 - (3) Address of head officeNumber of domestic branch offices

Names of countries in which overseas branch offices are established

* If the organization has overseas branch offices, please indicate the relationship with its embassy, consulate or other governmental mission abroad.

2. Name and title of the head of the organization (Please indicate whether he has the cabinet minister's rank, deputy minister's rank or rank below them.)

3. Type of the organization

- Government department (ministry)
- Government agency
- Non-governmental body subsidized by the government
- Others

4. Main objectives of the organization

5. Major functions of the organization

- Training of trainees
- Dispatching of experts
- Establishment of technical centers
- Donation of technical equipments
- Pre-investment and other technical survey
- Others

6. Please draw or attach the organizational chart.

7. Number of staff

- (1) Total
- (2) Head office staff
- (3) Domestic branch office staff
- (4) Overseas staff
- (5) Technicians
- (6) Part-time staff

Number

8. If the organization is semi-governmental or subsidized by the government, please fill in the following items.

- (1) Name of the law governing its establishment (Please attach text of the law.)
- (2) What is the basic reason for the establishment of an organization supported by the government?

(3) Staff

- a. Total number of staff from government departments concerned
- b. Break-down of staff and departments recruited from
- c. Total number of staff from non-government agencies concerned
- d. Number of staff recruited from private corporations

9. Budget

(1) Amount (authorized)

	Total	Proportion authorized for administrative cost
FY' 65		
FY' 66		
FY' 67		
FY' 68		

(2) Break-down of financial sources
(Use FY' 67 as an example.)

- a. Public fund
- b. Self-fund
(Indicate how the self-fund is raised.)
- c. Voluntary contribution
(Indicate the name of the largest contributor.)
- d. Others

Amount

10. Please enumerate the names of the principal departments and agencies cooperating with the organization.

11. Please briefly state the nature and scope of cooperation extended by private corporations to the organization, if any.

II. RECEIVING AND TRAINING OF TRAINEES

1. The organization is in charge of -

- Making policies for receiving of trainees
- Recruitment, screening and receiving of trainees
- Taking care of trainees received
- Technical training (Please list the fields covered by the organization.)
- Others

2. Number of trainees

	Number of Individual training	Number of Group training
FY' 65		
FY' 66		
FY' 67		
FY' 68 (Estimation)		

3. Expenditure

	Amount
FY' 65	
FY' 66	
FY' 67	
FY' 68 (Budget figure)	

4. Qualification of a trainee

- a. Educational qualification
- b. Experience
- c. Employment (e.g. Government employee, semi-government employee, private enterprise employee, etc.)
- d. Position
- e. Others

5. Procedure for obtaining applications

- Direct application from developing countries
- By informing developing countries of available training
- Others

6. Is the organization in charge of screening the applicants?

Yes

No

└─> Method

└─> Who is in charge of screening?

- Written examination
- Oral examination
- Documents on personal history and educational background
- Recommendation
- Others

7. Programming of training schedule

- (1) What section is in charge of programming?
- (2) Others, excluding the above-mentioned section, that cooperate actively in programming

8. Training

- (1) Pre-training orientation (Including general information on your country.)

Yes

No

- └─>
- a. Contents
 - b. Duration
 - c. Lecturers

(2) Language training

Yes

No

- └─>
- a. Which language?
 - b. Main purpose
 - c. Training method
 - d. Approximate number of hours

(3) Forms of technical training

- a. Lectures
- b. Laboratory work
- c. Workshop training
- d. On-the-job training
- e. Seminar
- f. Field observation
- g. Others

Overall percentage

(4) Total period of training

Maximum
Average
Minimum

Period

(5) Extension of training period

Permitted

Not permitted

- ↳ a. Necessary conditions
b. Period of extension

(6) Training institutions

- a. Training institutes of the organization
b. Training institutes belonging to government dependents
c. Universities or their institutes
d. Private companies
e. Others

Percentage of total

* In the case of not using the training institutes belonging to the organization, indicate the form and the nature of arrangement made between the organization and the owners of above mentioned institutes. (For example, are the institutes subsidized by the organization?)

(7) Languages used in technical training;

(8) Conferment of degree, diploma or other certificate

Yes

No

- ↳ a. Issuing authorities
b. Nature of certificate (Is it equivalent to a degree or diploma?)

8. Treatment and other benefits

(1) Do all trainees come under one category?

Yes

No

↳ Please enumerate categories.

Category I
Category II
Category III
⋮

(2) Living allowance and other allowances

- Per day (or per month)
- Outfit
- Travel
- Books
- Tuition
- Materials required for study
- Excess luggage
- Transportation
- Medical benefits and hospitalization
- Dependents
- Others

Amount			
Category I	Category II	Category III	

(3) Are trainees provided with accommodation:

Yes

No

↳ Allowance provided, if any.

Amount

↳ Type of accommodation

- Training center
- Apartment
- House
- Hotel
- Family guest
- Others

Rental sum to be borne by the organization	Expense to be borne by the trainee

(4) Does the organization hold itself responsible for the trainees' health?

- Yes No

↳ a. Method

- Insurance
- Direct payment to the hospital or doctor
- Reimbursement to the trainees
- Allowance
- Amount
- Others

b. In case of hospitalization, what kind of special treatment is offered to trainees? Does this affect other allowances?

c. In case of accidents does the organization provide compensation?

- Yes No

↳ If possible; please indicate or attach an approximate outline.

(5) Recreation service

- a. Trip
- b. Home visit
- c. Party
- d. Cultural activities
- e. Distribution of magazines
- f. Others

Frequency per year

9. Services extended to former trainees
- Sending of technical books and information
 - Donation of equipment
 - a. Criteria for donation
 - b. Average value of equipment per trainee
 - Follow-up visit by organization staff
 - Subsequent re-training
 - Number of trainees per year
 - Establishment of former trainees' groups (alumni association)
 - Is it subsidized by the organization?
 - Yes
 - No
 - Others

10. Future measures envisaged to improve the training

III. DISPATCHING OF EXPERTS

1. The organization is in charge of -
- Making policies for dispatching of experts
 - Recruitment, screening and dispatching of experts
 - Taking care of experts during overseas assignment
 - Others

2. Number of experts

FY' 65
 FY' 66
 FY' 67
 FY' 68 (Estimation)

Number

3. Expenditure

FY' 65
 FY' 66
 FY' 67
 FY' 68 (Budget figure)

Amount

4. Qualification of experts

- a. Educational qualification
- b. Technical qualification
- c. Experience
- d. Employment (e.g. Government employee, semi-government employee, private enterprise employee, etc.)
- e. Others

5. Selection of experts for dispatching

(1) Source

- From the organization staff
- From experts pooled at the organization
 - a. Number of pooled experts
 - b. Status of pooled experts
 - c. Method of recruiting pooled experts
- From candidates registered for selection as experts
 - a. Number of personnel on the candidates roster
 - b. Relationship between the organization and personnel on the roster
 - c. Method of registration
 - d. Method of screening personnel on the roster for selection as experts
 - e. Ratio of personnel on the roster becoming experts
 - f. Source of personnel on the roster

* Please attach a roster card and a candidate card, if any.

- Public recruitment
 - a. Method
 - b. Method of screening candidates

(2) Does the organization have a recruiting board?

- Yes No

- ↳ a. Structure of the board
b. Method of recruiting

(3) Future measures envisaged to improve recruitment work

6. Pre-dispatch training

Yes

No



- (1) Period of training
- (2) Curriculum of training
 - a. General orientation
 - b. Language training
 - c. Technical training
- (3) Items and amount of allowances during the training period
- (4) Training cost per head per month
- (5) Training institutions
 - Special training institutes attached to the organization
 - Special training institutes with which the organization has special relationship
 - Others
- (6) Is there a preparatory training scheme open to anyone who could be a potential overseas expert?
 - Yes
 - No
- (7) Future measures envisaged to improve pre-dispatch training

7. Form of dispatching

- a. Individual
- b. Group

Percentage of total

8. Treatment and other benefits

- (1) Relationship between experts and the organization
 - a. Is there a special legislation defining the relationship?

Yes

No



- (a) Name of the legislation
- (b) Essential characteristics of the legislation
(If possible, please attach a copy of the legislation.)

- b. Status of experts vis-a-vis organization
- c. Does your government permit the experts recruited among the government officials to return to their former posts?

Yes

No



Are there any disadvantages due to their long absence in terms of promotion or salary?

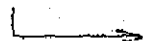
Yes

No

- d. Can experts recruited from non-governmental bodies return to the employment to which they belonged prior to the assignment?

Yes

No



Is it guaranteed by law, contract or any other special arrangements?

(2) Salary scale

- a. Does the basic salary scale vary according to the difference in specialized fields?

Yes

No



How many salary scales?

- b. If possible, please attach basic salary scales.
- c. Criteria for grading of experts against the above salary scales

- Educational qualification
- Technical qualification
- Experience
- Employment
- Former salary
- Others

* To make comparison easier, please indicate what grades are granted to those who have (a) ten years experience, and (b) fifteen years experience, in their major fields after their graduation from university.

(3) Allowances during assignment

- a. Dependents: Spouse
Children
- b. Housing
- c. Regional supplement
- d. Outfit
- e. Special allowance for technical know-how*
- f. Installation allowance
- g. Education grant to dependents
- h. Transport allowance for personal and household goods
- i. Others

Amount		
Maximum	Average	Minimum

* Excluding consulting fee

(4) Consulting fee

Yes

No

- ↳ a. Case where the payment of the consulting fee is authorized
- b. Amount of the consulting fee
- c. Recipient

Expert

Firm to which the expert belongs

(5) Accompanying of dependents

Permitted

Not permitted

- ↳ a. Necessary conditions

b. Allowances provided to dependents (i.e. travel expense etc.)

(6) Home leave system

Yes

No

- ↳ a. Necessary condition
b. Duration
c. Allowances provided for home leave
d. Allowances provided to dependents for home leave

(7) Compensation against medical treatment, disablement, death and other accidents

Yes

No

- ↳ a. Please attach the regulations for such compensation.
b. Does the organization compensate for accidents off-duty as well as on-duty?

Yes

No

↳ Difference, if any, between on and off-duty accidents

c. Method of paying compensation

Insurance

Fund

Appropriation in the budget

Others

d. Financial source of the compensation

- a. Government
b. Organization
c. Experts
d. Others

Percentage

(8) Care of experts' health abroad

- Dispatching roving doctor(s)
 Frequency per year
 Dispatching a resident doctor
 Use of an embassy doctor
 Others

(9) Conveniences provided for the daily life of the experts

- Recreational facilities
- Use of schools or churches belonging to the overseas mission
- Sending newspapers, magazines, etc.
- Others

(10) Financial guarantee and other services to returned experts

a. Retirement payment

Yes

No

↳ (a) Method

- i. Lumpsum grant
- ii. Annuity
- iii. Others

Amount

(b) Financial source

- Government
- Organization
- Fund contributed by experts
- Others

b. Unemployment allowance

Yes

No

- ↳ (a) Maximum coverage period
- (b) Amount
- (c) Financial source

- Government
- Organization
- Fund contributed by experts
- Others

c. Assistance in seeking new-employment

Yes

No

↳ Body in charge of such assistance

d. Do former experts remain in contact with the organization?

Yes

No

↳ Method

- Through former experts' group
- By receiving magazines or information from the organization
- By registering on the roster
- Others

9. Equipment to be used by the experts

Provided by the organization Not provided by the organization

↳ (1) Reasons

- For instruction
- For demonstration
- Difficulty in procurement in assigned countries
- No provision made by assigned countries
- Others

(2) Type of equipment

- Machinery
- Apparatus
- Raw materials
- Teaching materials
- Consumption goods on the assignment subject
- Others

(3) Maximum expenditure per expert for equipment

(4) Donation of equipment after service

Yes

No

(5) Subsequent shipment of additional equipment

Yes

No

↳

a. Conditions

b. Maximum expenditure per expert

10. Technical advisory guidance to the experts during the assignment

Yes

No

└─> Method

Dispatching advisors

- a. Number of advisors or teams
- b. Period
- c. Frequency
- d. Fields

Permanently assigned technical advisors abroad

- a. Countries or regions
- b. Number of advisors
- c. Fields

Others

